

第 32 回大和川流域総合治水対策協議会 (令和 3 年度)

日 時：令和 3 年 7 月 19 日 (月)

15:30 ~ 17:00

場 所：ホテルリガーレ春日野 飛鳥の間

議 事 次 第

1. 開 会
2. 情報提供
 - 1) 大和川流域総合治水対策の進捗状況
 - ・ 治水対策の進捗状況
 - ・ 流域対策の進捗状況
 - 2) 奈良県平成緊急内水対策事業について
3. 議 題
 - 1) 大和川流域総合治水対策協議会設置運営要領の改訂
 - 2) 流域治水対策の推進について
4. 総 括
5. 閉 会

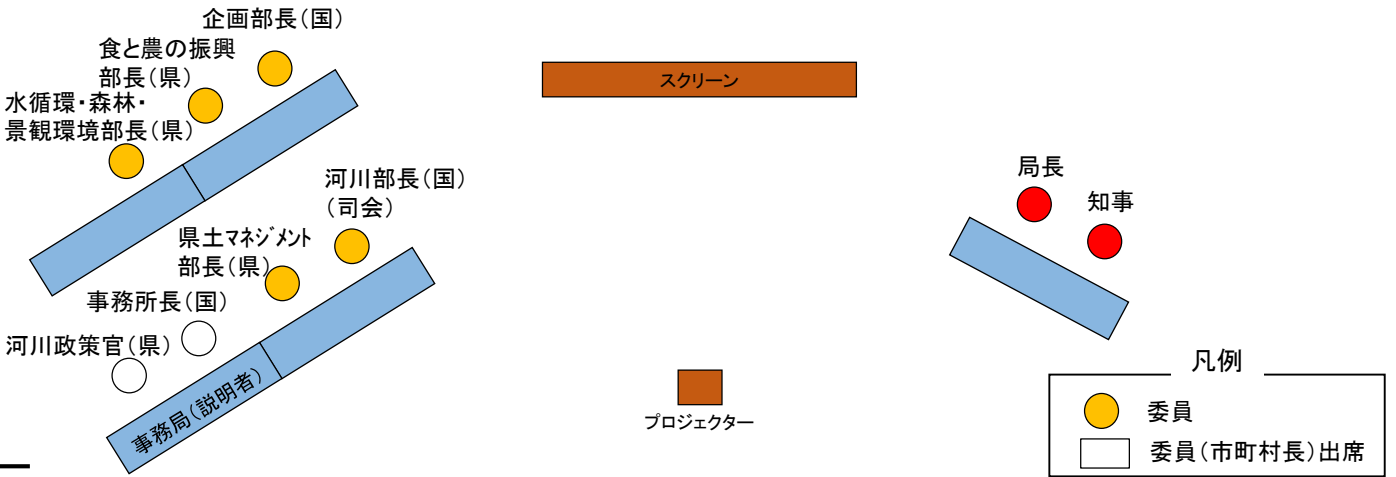
大和川流域総合治水対策協議会 出席者

令和3年7月19日 ホテルリガーレ春日野 飛鳥の間

協議会委員		
機 関	役 職	氏 名
近畿地方整備局	局 長	東川 直正
	企画部長	代理)高橋 雅樹
	河川部長	小島 優
奈 良 県	知 事	荒井 正吾
	総務部長	欠席
	水循環・森林・景観環境部長	塩見 浩之
	食と農の振興部長	乾 新弥
	県土マネジメント部長	松本 健
奈 良 市	市 長	仲川 げん
大和高田市	市 長	堀内 大造
大和郡山市	市 長	上田 清
天 理 市	市 長	代理)建設部長 井上 典正
橿 原 市	市 長	亀田 忠彦
桜 井 市	市 長	代理)都市建設部長 山田 誠一
御 所 市	市 長	代理)産業建設部参事 中田 雅巳
生 駒 市	市 長	代理)副市長 山本 昇
香 芝 市	市 長	代理)副市長 小林 悟
葛 城 市	市 長	阿古 和彦
平 群 町	町 長	西脇 洋貴
三 郷 町	町 長	森 宏範
斑 鳩 町	町 長	中西 和夫
安 堵 町	町 長	西本 安博
川 西 町	町 長	代理)事業課理事 山口 尚亮
三 宅 町	町 長	代理)まちづくり推進部長 岡橋 正識
田 原 本 町	町 長	森 章浩
高 取 町	町 長	代理)事業課長補佐 中川 久也
明日香村	村 長	森川 裕一
上 牧 町	町 長	今中 富夫
王 寺 町	町 長	平井 康之
広 陵 町	町 長	山村 吉由
河 合 町	町 長	清原 和人
大 淀 町	町 長	代理)建設産業部長 福西 正起

大和川流域総合治水対策協議会 配席図

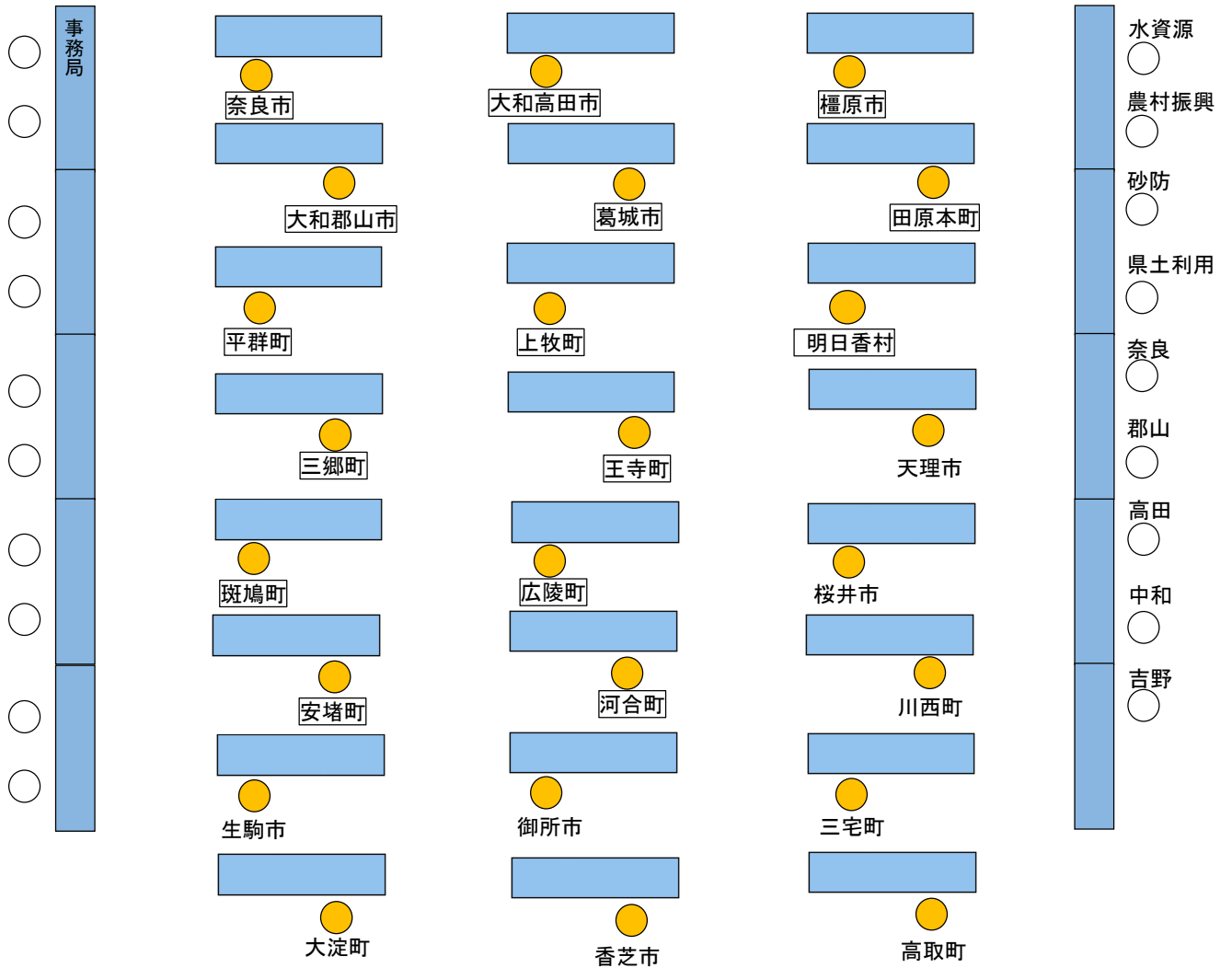
令和3年7月19日 ホテルリガール春日野(飛鳥の間)



出入口

出入口

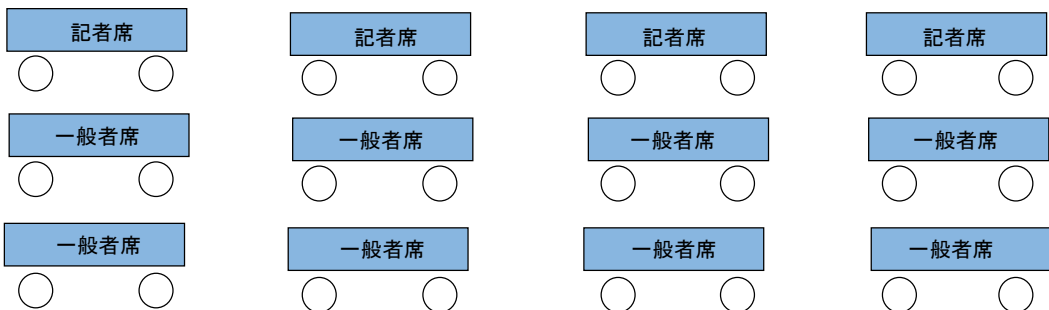
出入口



生駒いかるが・平城圏域

曾我葛城圏域

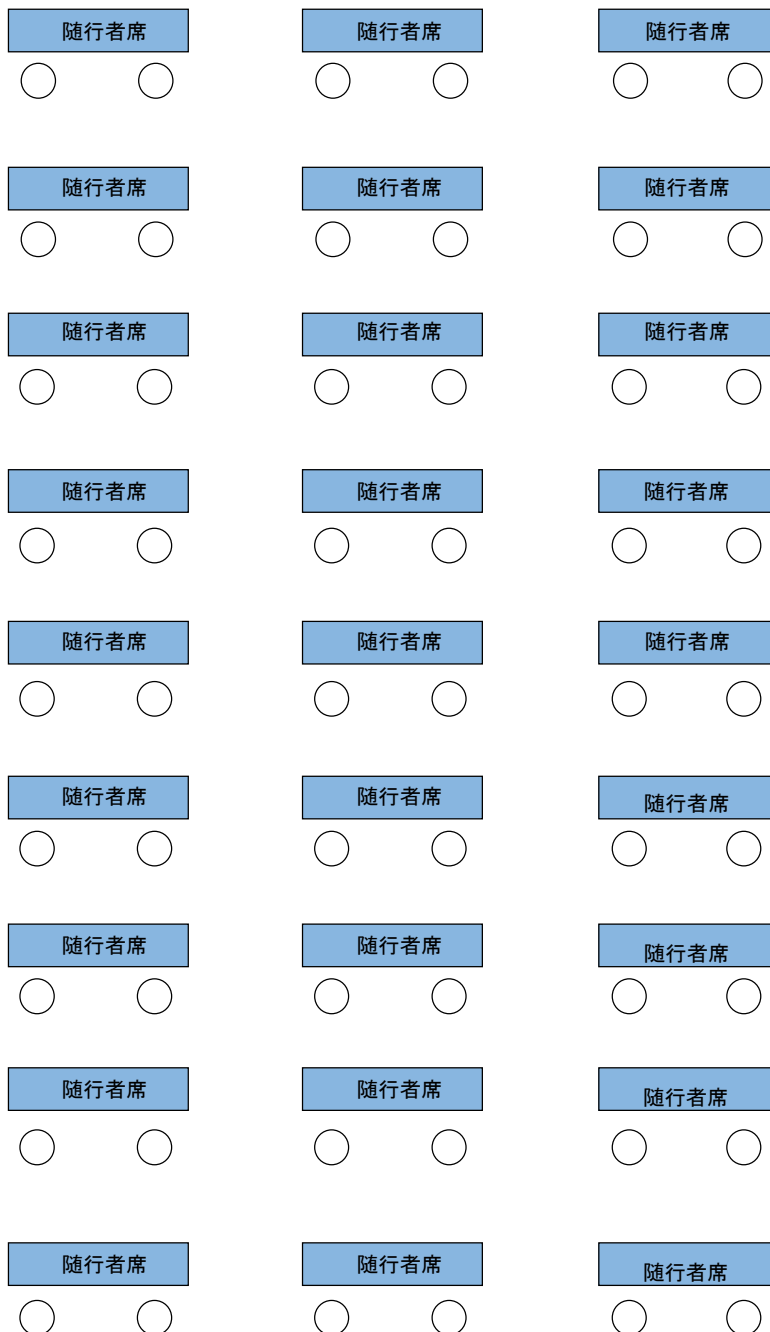
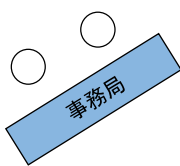
布留飛鳥圏域



大和川流域総合治水対策協議会 配席図

令和3年7月19日 ホテルリガール春日野(畝傍の間)

スクリーン



出入口

大和川流域総合治水対策の進捗状況 (治水対策の進捗状況)



令和3年7月1日からの大雨による河川氾濫や土砂災害について

(鹿児島県)

令和3年7月12日15:00時点

国土交通省 水管理・国土保全局

- 川内川流域では、7月10日11時までの12時間で、河川整備の目標とする1/100の雨量※に匹敵する313mmの大雨となった。※おおよそ100年に1回起こる規模の雨量
- 鶴田ダムが洪水調節機能を発揮し、川内川本川の氾濫を防止。鹿児島県管理の川内川支川春田川（薩摩川内市）、白木川（伊佐市）及び米之津川水系米之津川（出水市）で無堤部から溢水し氾濫。
- 国が管理する川内川本川の栗野橋観測所や、支川羽月川の花北観測所では、氾濫危険水位を超過し、警戒レベル4相当の氾濫危険情報を発表。鶴田ダムの緊急放流の可能性などを伝えることにより警戒を促した。
- 鹿児島県で8件の土砂災害が発生。家屋一部損壊の被害が生じたが、人的被害はなし。

■米之津川水系米之津川(鹿児島県管理)
無堤部溢水により4戸の床下浸水。
浸水面積約0.2ha。

■白木川(鹿児島県管理)
無堤部溢水により4戸の床下浸水。
浸水面積約4ha。

■春田川(鹿児島県管理)
溢水と内水により浸水。



※この数値は今後変更になる
可能性があります。

■羽月川(国管理)
堤防法面が損壊。11日朝までに応急対策を完了。
内水により田畑、ビニールハウスが浸水。



令和3年7月1日からの大雨による河川氾濫や土砂災害について (鳥取県、島根県、広島県)

令和3年7月12日15:00時点

国土交通省 水管理・国土保全局

- 7月7日未明からの大雨を中心に、^{ひい}斐伊川水系^い意宇川をはじめ鳥取、島根両県であわせて9水系23河川で氾濫。
- 7月8日明け方からの大雨で、^{ほんかわ}本川水系本川で氾濫し、宅地が^{みつおおかわ}浸水。三津大川水系三津大川では氾濫したほか河岸、道路を侵食。
- このほか^{ぬた}沼田川水系^{てんじょう}天井川、^{にゆうの}入野川で堤防が決壊し、田畑等が浸水。広島県ではあわせて6水系7河川で氾濫。
- また、鳥取県、島根県、広島県で36件の土砂災害が発生。鳥取県倉吉市では、^{がけ}がけ崩れにより土砂が建物に流入し、負傷者3名の被害が発生。

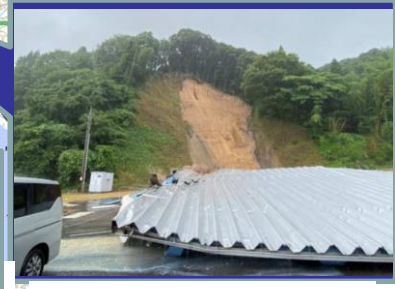
鳥取県、島根県、広島県が管理する15水系30河川で氾濫



沼田川水系天井川の堤防決壊 (広島県三原市)



千代川水系清水川 (鳥取県鳥取市)
(国土交通省の排水ポンプ車による排水)



がけ崩れ (鳥取県倉吉市大原)



三津大川水系三津大川の河岸侵食
(広島県東広島市)



本川水系本川の溢水氾濫 (広島県竹原市)

※この数値は今後変更になる可能性があります。
※7月12日以降に発生した被害は未反映です。

令和3年7月1日からの大雨による河川氾濫等について

(静岡県、神奈川県)

令和3年7月12日15:00時点

国土交通省 水管理・国土保全局

○ 国管理河川

・狩野川水系黄瀬川^{きせ}で黄瀬川大橋(県道)が沈下。

○ 都道府県管理河川(4水系7河川)

・静岡県 狩野川水系黄瀬川で家屋1戸が流失、富士川水系江尾江川^{えのおえ}等で氾濫。

・神奈川県 金目川水系河内川^{かなめ こうち}等で氾濫。

確認された主な浸水被害

河川名	市町村名	床上浸水 (戸)	床下浸水 (戸)
富士川水系江尾江川	富士市	22	61
富士川水系高橋川、沼川	沼津市	88	248



※この数値は今後変更になる可能性があります。

◆大和川流域総合治水対策(治水対策(国))においては、昭和57年8月洪水と同規模洪水に対して、洪水氾濫による浸水被害の防止を目標とし、大和川水系河川整備計画に基づき、事業を実施中。



※令和3年度時点のものであり、今後変更となる場合があります。



【進捗状況(河道掘削)】

令和2年度末時点: 6.1万 m^3 / 30万 m^3

令和3年度末時点見込: 約11万 m^3 / 30万 m^3

大和川遊水地(保田地区)

令和3年3月撮影

■ R3年度 実施予定箇所



保田第二樋門



令和4年度完成予定

【整備状況】

- ・令和2年度: 周囲堤整備、保田第二樋門の築造を実施
- ・令和3年度: 周囲堤・囲繞堤整備、遊水地内掘削を実施

【用地状況】

- ・平成30年度: 用地取得完了(地権者数: 29名)

大和川遊水地(窪田地区)

平成29年1月撮影



【整備状況】

- ・令和3年度: 迂回路整備、周囲堤・囲繞堤整備、遊水地内掘削を実施

【用地状況】

- ・令和元年度: 用地取得完了(地権者数: 80名)
- ・令和3年度: 補償(里道・水路)完了予定

平成27年12月撮影



【用地状況（三代川地区）】

- ・令和3年度: 計画範囲の確定、幅杭設置、用地測量を実施
- ・令和4年度: 用地先行取得開始予定(地権者数: 約100名)

【用地状況（目安地区）】

- ・令和3年度: 計画範囲の確定
- ・令和4年度: 幅杭設置、用地測量を実施予定

施工前



施工後



【整備内容】

令和2年度:長安寺井堰の撤去(左岸側)、河道掘削、護岸整備を実施

令和3年度:長安寺井堰の撤去(右岸側)、河道掘削、護岸整備を実施

【進捗状況(河道掘削)】

令和2年度末時点: 2.4万 m^3 / 3.6万 m^3

令和3年度末時点見込: 約3万 m^3 / 3.6万 m^3

情報提供

2) 流域対策の進捗状況について

令和3年7月19日
大和川流域総合治水対策協議会

1. 流域対策の取組状況

(1)大和川流域における流域対策の進捗状況

奈良県と市町村の流域対策の目標量(最小必要量)

- ◆昭和57年の大和川大水害を機に、大和川流域を洪水被害から守るため、県と市町村で流出抑制に取り組むことに合意
- ◆流域全体で県と市町村あわせて、約180万m³の貯留対策に取り組むことになっている。

機関名	雨水貯留浸透施設対策量 (m ³)	ため池治水利用対策量 (m ³)	機関名	雨水貯留浸透施設対策量 (m ³)	ため池治水利用対策量 (m ³)
奈良市	14,810	310,500	田原本町	2,440	29,700
大和高田市	3,790	18,300	高取町	1,080	18,900
大和郡山市	5,410	71,700	明日香村	540	15,900
天理市	3,520	65,700	新庄町	1,080	22,500
橿原市	6,770	40,200	当麻町	810	17,500
桜井市	5,140	30,300	香芝町	2,710	55,300
御所市	4,060	48,900	上牧町	1,350	21,600
生駒市	5,410	82,700	王寺町	1,350	21,600
平群町	1,350	20,700	広陵町	1,900	32,400
三郷町	1,080	25,800	河合町	1,350	19,500
斑鳩町	1,630	29,700	大淀町	-	1,500
安堵町	540	9,400	小計	69,000	1,000,000
川西町	810	6,700	奈良県	50,000	700,000
三宅町	270	3,000	合計	119,000	1,700,000

→ 合計181.9万m³

附則1 今後早急に検討するものについては、成案が出来次第、実施要領の変更により、具体的内容を組み込むものとする。

【大和川流域整備計画実施要領より】

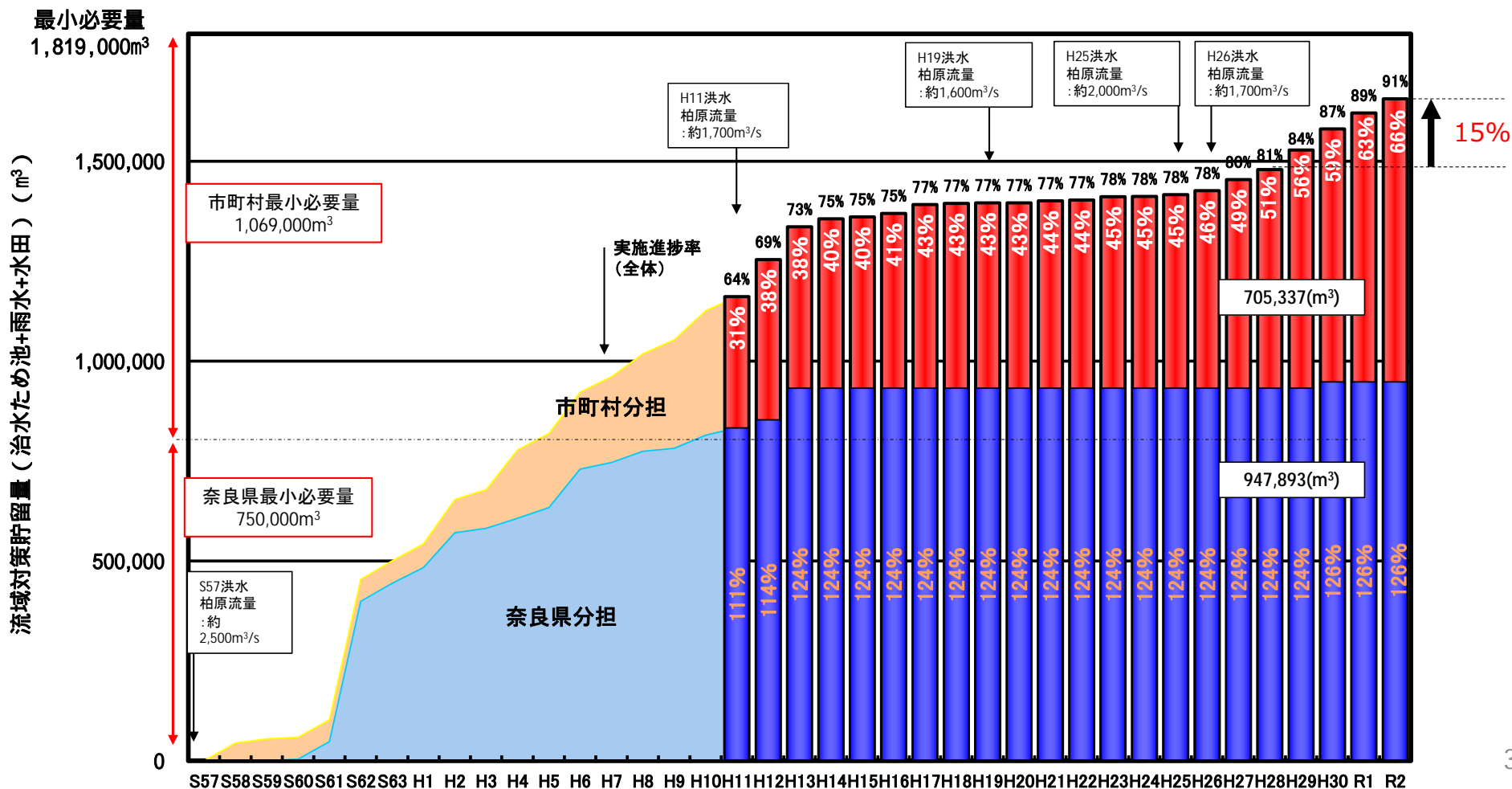
1. 流域対策の取組状況

大和川流域における流域対策の進捗状況

- ◆ R3.3現在で、計画目標量の**91%**の達成状況となっており、県では**126%**の達成状況となっている。
- ◆ 市町村では、計画目標量の**66%**の達成にとどまっているものの、平成28年度以降、進捗率は**15%**伸びている。

※ 水田貯留による対策量を含む

流域対策(ため池治水利用+雨水貯留浸透施設+水田貯留)の進捗状況



1. 流域対策の取組状況

直近二年の進捗状況(前回協議会からの進捗率)

- ◆ H31.3からR3.3までの対策済量の進捗率は、市町村全体では約7%となっている。
 - ◆ 奈良市、大和郡山市、天理市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、平群町、川西町、高取町、広陵町の対策済量の伸び率は増加した。
- ※ 水田貯留による対策量を含む

市町村名	【C】 最小必要量 (m3)	ため池+雨水貯留+水田 (H31.3)		ため池+雨水貯留+水田 (R3.3)		直近二年の増加量 B-A	
		【A】 対策済量	対策率 (%)	【B】 対策済量	対策率 (%)	増加量 (m3)	直近二年の進捗率 (B-A)/C×100
奈良市	325,110	105,539	32.5	109,079	33.6	3,540	1.1
大和高田市	22,090	27,812	125.9	27,812	125.9		
大和郡山市	77,110	60,318	78.2	61,198	79.4	880	1.1
天理市	69,220	41,952	60.6	46,575	67.3	4,623	6.7
橿原市	46,970	54,294	115.6	54,294	115.6		
桜井市	35,440	16,444	46.4	16,444	46.4		
御所市	52,960	26,925	50.8	29,730	56.1	2,805	5.3
生駒市	68,110	30,165	44.3	30,170	44.3	5	0.01
香芝市	58,010	31,623	54.5	34,783	60.0	3,160	5.4
葛城市	41,890	15,077	36.0	36,677	87.6	21,600	51.6
平群町	22,050	4,635	21.0	17,669	80.1	13,034	59.1
三郷町	26,880	46,396	172.6	46,396	172.6		
斑鳩町	31,330	27,689	88.4	27,689	88.4		
安堵町	9,940	2,575	25.9	2,575	25.9		
川西町	7,510	1,379	18.4	8,458	112.6	7,079	94.3
三宅町	3,270	7,520	230.0	7,520	230.0		
田原本町	32,140	40,810	127.0	40,810	127.0		
高取町	19,980	2,186	10.9	13,956	69.9	11,770	58.9
明日香村	16,440	15,398	93.7	15,398	93.7		
上牧町	22,950	7,477	32.6	7,477	32.6		
王寺町	22,950	24,639	107.4	24,639	107.4		
広陵町	34,300	10,390	30.3	14,378	41.9	3,988	11.6
河合町	20,850	25,610	122.8	25,610	122.8		
大淀町	1,500	6,000	400.0	6,000	400.0		
小計	1,069,000	632,853	59.2	705,337	66.0	72,484	6.8
奈良県	750,000	947,893	126.4	947,893	126.4		
合計	1,819,000	1,580,746	86.9	1,653,230	90.9		

凡例

- 対策率:0%以上25%未満
- 対策率:25%以上50%未満
- 対策率:50%以上100%未満
- 対策率:100%以上

1. 流域対策の取組状況

(2) 上下流市町村の流域対策の取組状況(圏域別)

◆流域対策に取り組む市町村は増加しているものの、全体として進捗率は低迷している

◆浸水被害が発生している上流側の市町村で流域対策の進捗が遅れる傾向があり、上下流市町村で進捗率がばらついている

①生駒いかるが圏域・②平城圏域

◆大和川沿川や佐保川の中下流域で内水被害が発生しており、上流域での流出抑制が必要。

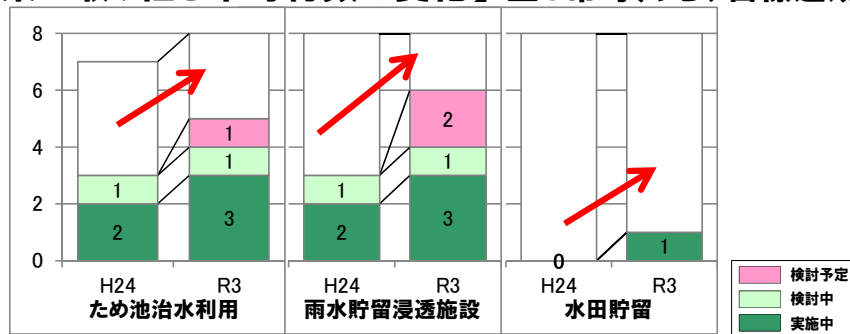
◆「ため池＋雨水貯留＋水田」の対策量が目標を達成している市町村は、三郷町。

◆ため池治水利用では、奈良市、生駒市、天理市が対策に取り組んでいるほか、安堵町が検討中。

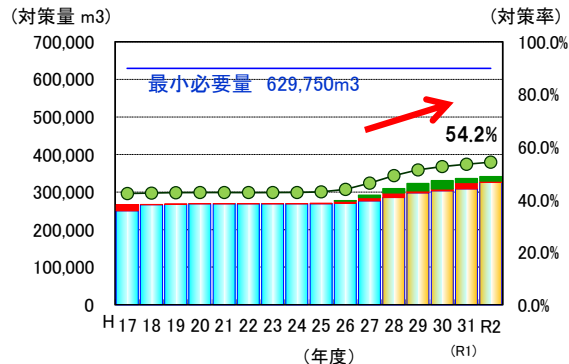
◆雨水貯留浸透施設では、生駒市、三郷町、斑鳩町が対策に取り組んでいるほか、奈良市が検討中。

◆水田貯留では、大和郡山市が対策に取り組んでいる。

【流域対策に取り組む市町村数の変化】全8市町(うち、目標達成は1市町) 【流域対策の進捗状況】



【流域対策の推移】



市町村名	最小必要量 (m3)	①ため池+雨水貯留 (R3.3)		②ため池+雨水貯留+水田 (R3.3)		取組状況 (R3.4現在)		
		対策済量 (m3)	対策率 (%)	対策済量 (m3)	対策率 (%)	ため池治水利用	雨水貯留浸透施設	水田貯留
奈良市	325,110	109,079	33.6	109,079	33.6	実施中	検討中	予定なし
大和郡山市	77,110	55,525	72.0	61,198	79.4	検討予定	検討予定	実施中
天理市	69,220	46,575	67.3	46,575	67.3	実施中	予定なし	予定なし
生駒市	68,110	30,170	44.3	30,170	44.3	実施中	実施中	予定なし
平群町	22,050	17,669	80.1	17,669	80.1	予定なし	検討予定	予定なし
三郷町	26,880	46,396	172.0	46,396	172.0	予定なし	実施中	予定なし
斑鳩町	31,330	21,689	69.2	27,689	88.4	予定なし	実施中	予定なし
安堵町	9,940	2,575	25.9	2,575	25.9	検討中	予定なし	予定なし
圏域合計	629,750	329,678	52.4	341,351	54.2			

凡例
 対策率:0%以上25%未満
 対策率:25%以上50%未満
 対策率:50%以上100%未満
 対策率:100%以上

実施中	工事中または設計中(関係者と概ね合意済み)
検討中	具体的な候補地が決まり、関係者と調整中または近々、調整を行う予定のもの
検討予定	具体的な候補地は決まっていないが、今後、検討を行っていく予定のもの
予定なし	当面、検討の予定がないもの

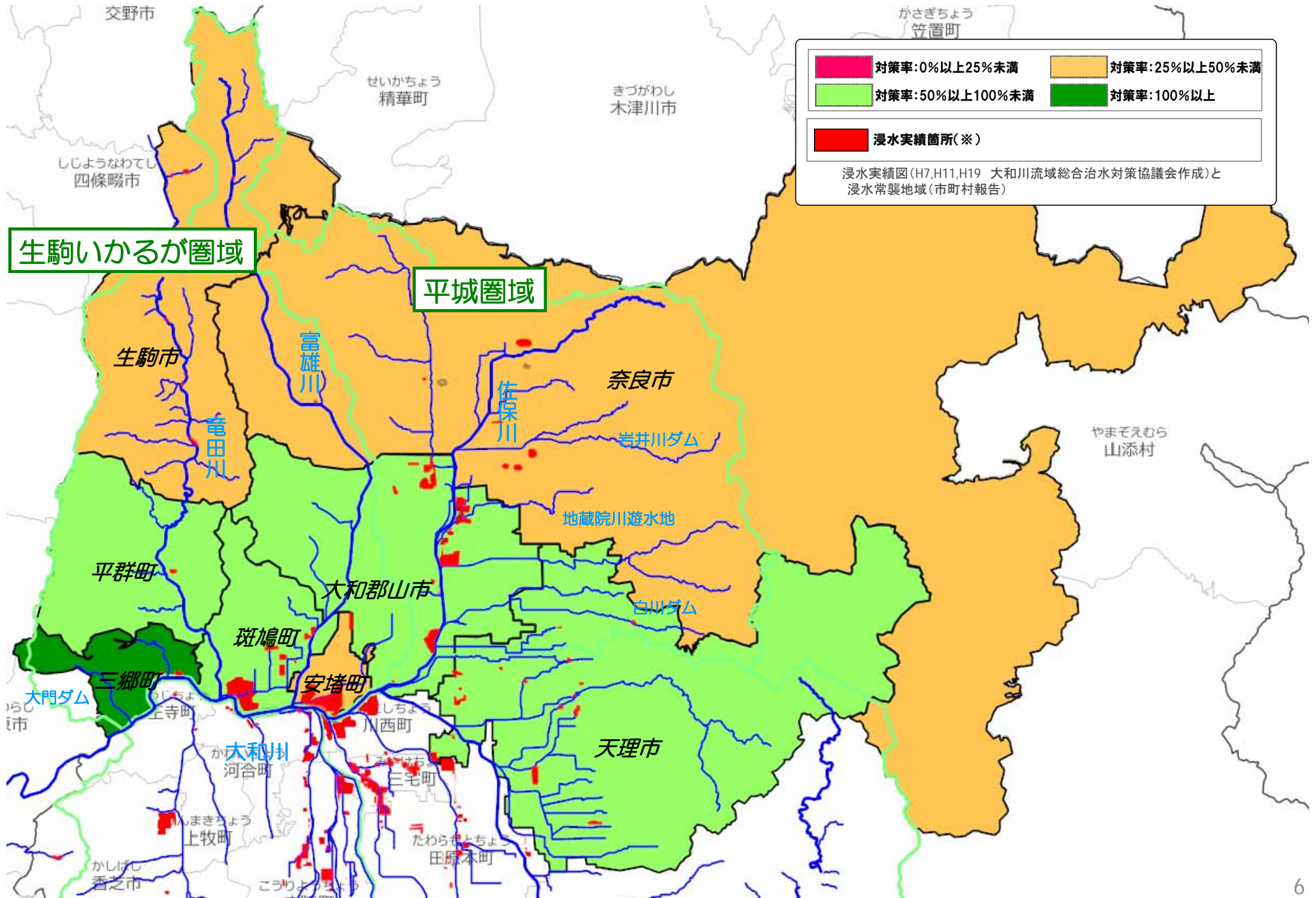
対策済量に奈良県の対策量は含まれていない。令和3年3月時点での数値

市町村の進捗は、各圏域に流域を持つ市町村の値を示したもの

①ため池+雨水貯留は、『ため池治水利用施設』と『雨水貯留浸透施設』の対策済量を合計した数値で、ため池+雨水貯留+水田は、これに水田貯留の貯留量を加算

②水田貯留の貯留量は、「実施面積(m²)+湛水深(cm)」で算出した値とする

【流域対策の進捗状況と浸水実績（①生駒いかるが圏域・②平城圏域）】

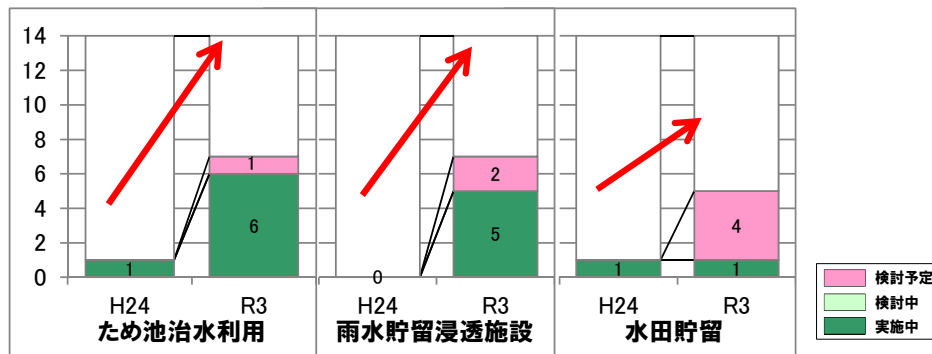


③曾我葛城圏域

- ◆大和高田市や広陵町、河合町など中下流域を中心に内水被害が発生しており、**上流域で流出抑制が必要**。
- ◆「ため池+雨水貯留+水田」の対策量が目標を達成している市町村は、**大和高田市、橿原市、三宅町、田原本町、王寺町、河合町、大淀町**。
- ◆ため池治水利用では、**御所市、香芝市、葛城市、田原本町、上牧町、広陵町**が対策に取り組んでいる。
- ◆雨水貯留浸透施設では、**大和高田市、御所市、田原本町、王寺町、広陵町**が対策に取り組んでいる。
- ◆水田貯留では、**広陵町**が対策に取り組んでいる。

【流域対策に取り組む市町村数の変化】

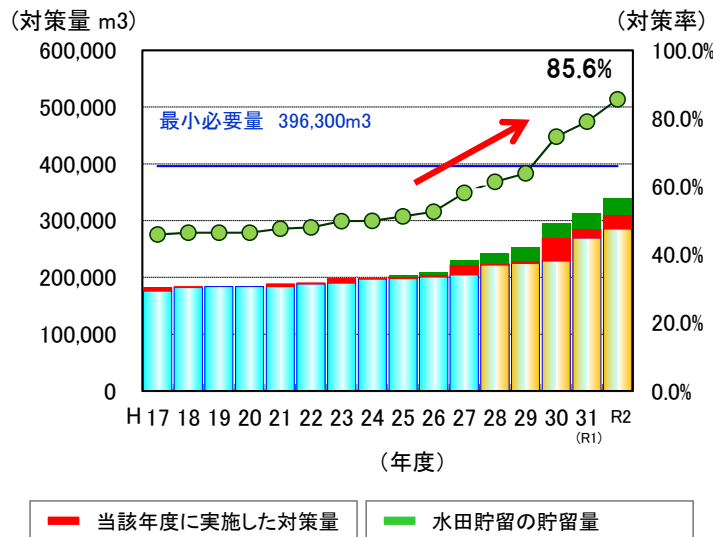
全14市町村(うち、目標達成は7市町)



【流域対策の進捗状況】

市町村名	最小必要量 (m3)	①ため池+雨水貯留 (R3.3)		②ため池+雨水貯留+水田 (R3.3)		取組状況 (R3.4現在)		
		対策済量 (m3)	対策率 (%)	対策済量 (m3)	対策率 (%)	ため池治水利用	雨水貯留浸透施設	水田貯留
大和高田市	22,090	27,012	122.3	27,812	125.9	予定なし	実施中	予定なし
橿原市	46,970	50,094	106.7	54,294	115.6	予定なし	予定なし	予定なし
御所市	52,960	29,730	56.1	29,730	56.1	実施中	実施中	予定なし
香芝市	58,010	34,783	60.0	34,783	60.0	実施中	予定なし	予定なし
葛城市	41,890	36,677	87.6	36,677	87.6	実施中	予定なし	予定なし
三宅町	3,270	7,520	230.0	7,520	230.0	検討予定	検討予定	検討予定
田原本町	32,140	24,860	77.3	40,810	127.0	実施中	実施中	検討予定
高取町	19,980	13,956	69.9	13,956	69.9	予定なし	予定なし	予定なし
明日香村	16,440	15,398	93.7	15,398	93.7	予定なし	予定なし	予定なし
上牧町	22,950	7,477	32.6	7,477	32.6	実施中	予定なし	検討予定
王寺町	22,950	24,639	107.4	24,639	107.4	予定なし	実施中	予定なし
広陵町	34,300	6,548	19.1	14,378	41.9	実施中	実施中	実施中
河合町	20,850	25,610	122.8	25,610	122.8	予定なし	検討予定	検討予定
大淀町	1,500	6,000	400.0	6,000	400.0	予定なし	予定なし	予定なし
圏域合計	396,300	310,304	78.3	339,084	85.6			

【流域対策の推移】



凡例

- 対策率:0%以上25%未満
- 対策率:25%以上50%未満
- 対策率:50%以上100%未満
- 対策率:100%以上

- 実施中** 工事中または設計中(関係者と概ね合意済み)
- 検討中** 具体的な候補地が決まり、関係者と調整中または近々、調整を行う予定のもの
- 検討予定** 具体的な候補地は決まっていないが、今後、検討を行っていく予定のもの
- 予定なし** 当面、検討の予定がないもの

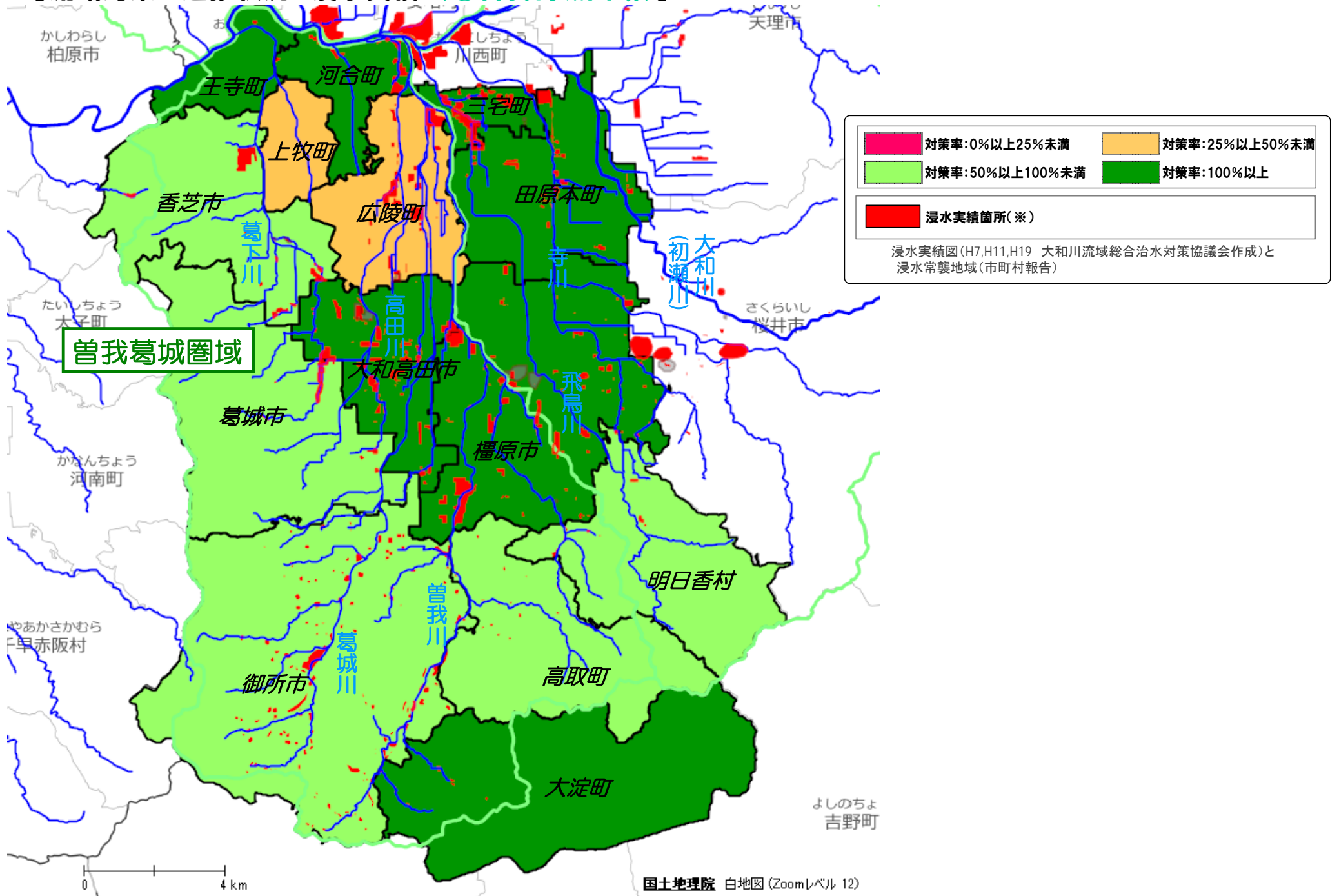
対策済量に奈良県の対策量は含めていない。令和3年3月時点での数値

市町村の進捗は、各圏域に流域を持つ市町村の値を示したもの

①ため池+雨水貯留は、『ため池治水利用施設』と『雨水貯留浸透施設』の対策済量を合計した数値で、ため池+雨水貯留+水田は、これに水田貯留の貯留量を加算

②水田貯留の貯留量は、「実施面積(m²)+湛水深(cm)」で算出した値とする

【流域対策の進捗状況と浸水実績 (③曾我葛城圏域)】

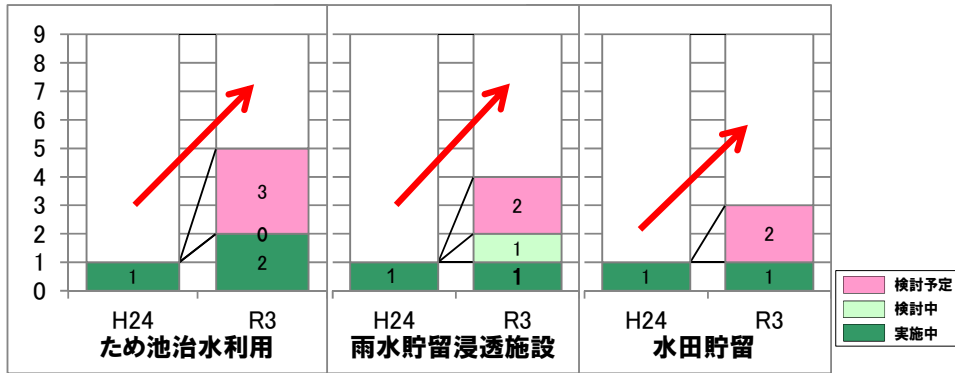


④ 布留飛鳥圏域

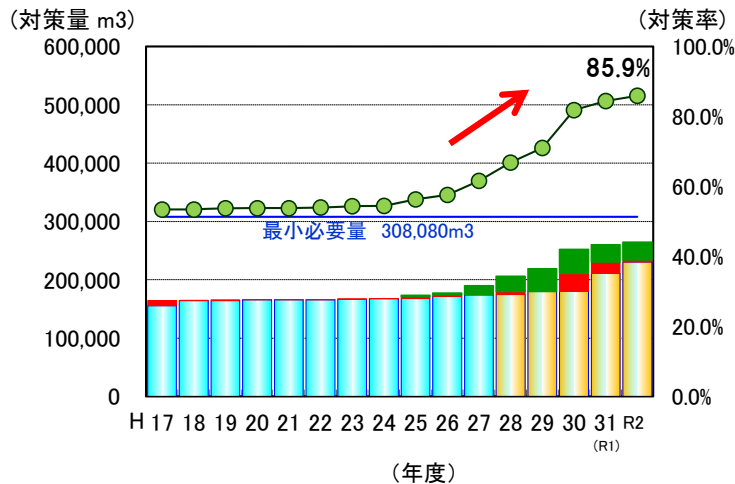
- ◆寺川や飛鳥川沿いの中下流域などで内水被害が発生しており、**上流域で流出抑制が必要**。
- ◆「ため池+雨水貯留+水田」の対策量が目標を達成している市町村は、**橿原市、川西町、三宅町、田原本町**。
- ◆ため池治水利用では、**田原本町、天理市**が対策に取り組んでいる。
- ◆雨水貯留浸透施設では、**田原本町**が対策に取り組んでいるほか、**桜井市**が検討中。
- ◆水田貯留では、**大和郡山市**が対策に取り組んでいる。

【流域対策に取り組む市町村数の変化】

全9市町村(うち、目標達成は3市)



【流域対策の推移】



— 当該年度に実施した対策量 — 水田貯留の貯留量

【流域対策の進捗状況】

市町村名	最小必要量 (m³)	①ため池+雨水貯留 (R3.3)		②ため池+雨水貯留+水田 (R3.3)		取組状況 (R3.4現在)		
		対策済量 (m³)	対策率 (%)	対策済量 (m³)	対策率 (%)	ため池治水利用	雨水貯留浸透施設	水田貯留
大和郡山市	77,110	55,525	72.0	61,198	79.4	検討予定	検討予定	実施中
天理市	69,220	46,575	67.3	46,575	67.3	実施中	予定なし	予定なし
橿原市	46,970	50,094	106.7	54,294	115.6	予定なし	予定なし	予定なし
桜井市	35,440	11,744	33.1	16,444	46.4	予定なし	検討中	予定なし
川西町	7,510	8,458	112.6	8,458	112.6	検討予定	予定なし	予定なし
三宅町	3,270	7,520	230.0	7,520	230.0	検討予定	検討予定	検討予定
田原本町	32,140	24,860	77.3	40,810	127.0	実施中	実施中	検討予定
高取町	19,980	13,956	69.9	13,956	69.9	予定なし	予定なし	予定なし
明日香村	16,440	15,398	93.7	15,398	93.7	予定なし	予定なし	予定なし
圏域合計	308,080	234,130	76.0	264,653	85.9			

凡例

- 対策率: 0%以上25%未満
- 対策率: 25%以上50%未満
- 対策率: 50%以上100%未満
- 対策率: 100%以上

- 実施中** 工事中または設計中(関係者と概ね合意済み)
- 検討中** 具体的な候補地が決まり、関係者と調整中または近々、調整を行う予定のもの
- 検討予定** 具体的な候補地は決まっていないが、今後、検討を行っていく予定のもの
- 予定なし** 当面、検討の予定がないもの

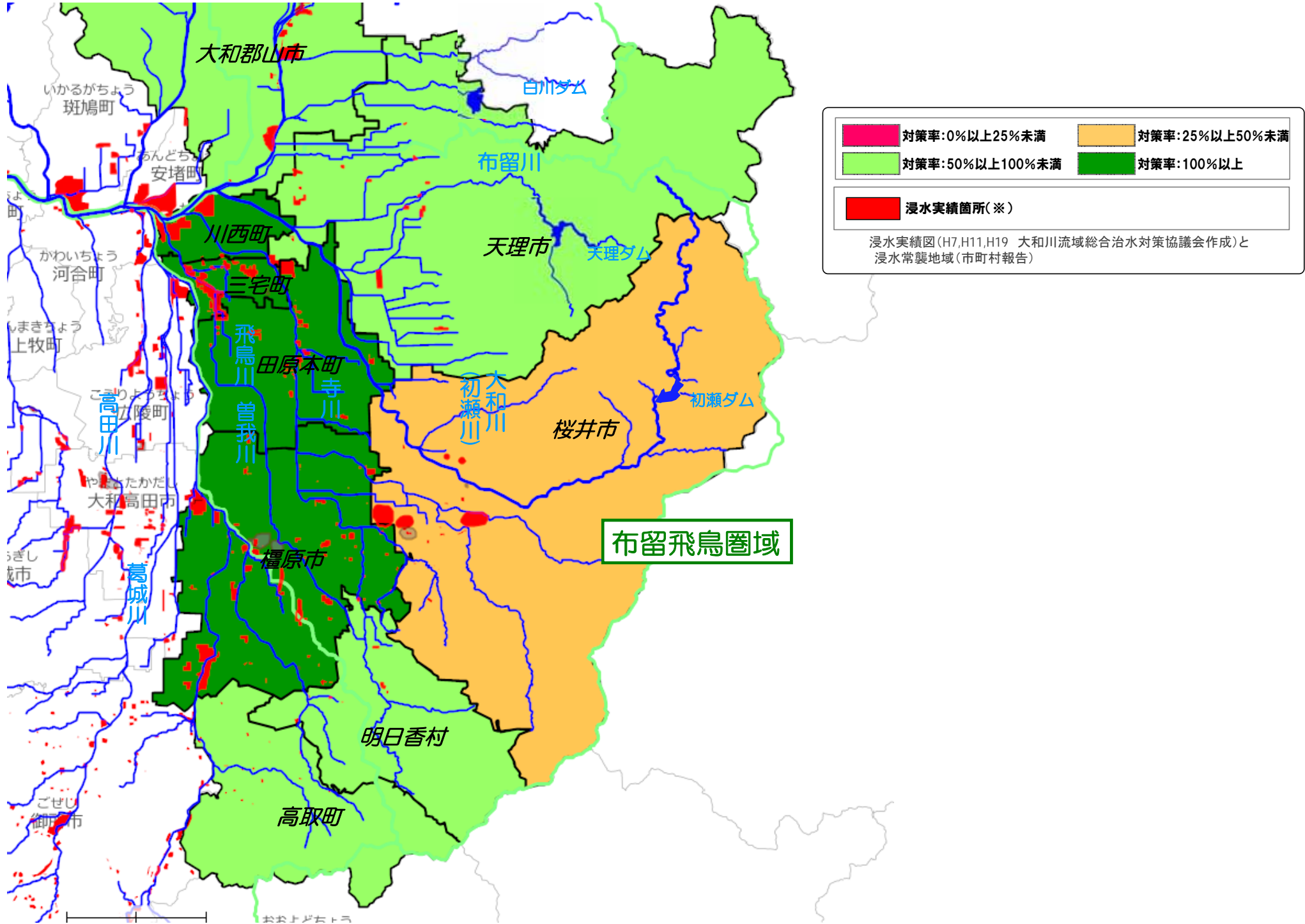
対策済量に奈良県の対策量は含まれていない。令和3年3月時点での数値

市町村の進捗は、各圏域に流域を持つ市町村の値を示したもの

①ため池+雨水貯留は、『ため池治水利用施設』と『雨水貯留浸透施設』の対策済量を合計した数値で、ため池+雨水貯留+水田は、これに水田貯留の貯留量を加算

②水田貯留の貯留量は、「実施面積(m²)+湛水深(cm)」で算出した値とする

【流域対策の進捗状況と浸水実績 (④布留飛鳥圏域)】



奈良県平成緊急内水対策について

昭和57年8月の浸水被害(大和川大水害)

昭和57年台風10号および
台風9号崩れの低気圧による
豪雨

浸水面積 2,396ha
全壊半壊 256棟
床上浸水 2,983戸
床下浸水 7,387戸
被害額 約403億円

※水害統計年報より



王寺町の
被害状況

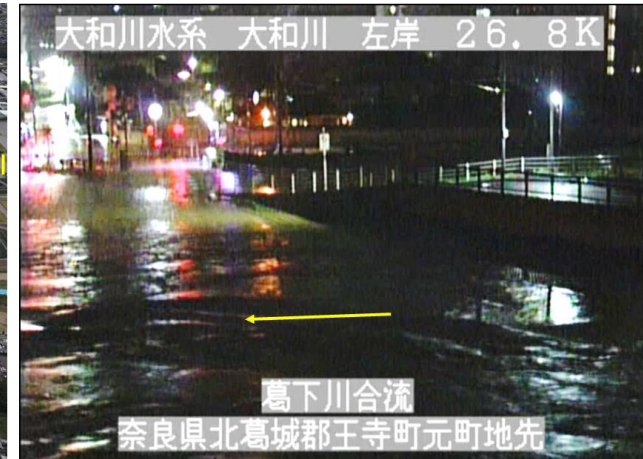


平成29年10月の浸水被害

平成29年台風21号による豪雨

浸水面積 264ha
全壊半壊 1棟
床上浸水 78戸
床下浸水 180戸
被害額 約24億円

※水害統計年報より



大和川流域における大規模な浸水被害の状況

年月	原因	被災状況				備考
		死者 (人)	全半壊 (戸)	床上浸水 (戸)	床下浸水 (戸)	
昭和57年8月	台風10号	10	256	2,983	7,387	大和川大水害
平成7年7月	7月豪雨	-	1	211	2,178	
平成10年8月	8月豪雨	-	-	30	327	寺川決壊
平成12年7月	7月豪雨	-	-	235	1,066	
平成19年7月	7月豪雨	-	1	100	827	
平成29年10月	台風21号	-	1	78	180	過去最高水位 を記録

※水害統計による

令和3年7月9日大雨による浸水被害(田原本町)

発生日時: 7月9日 12時頃

場所: 田原本町秦庄

詳細: 住居東側の水路から水が溢れ流れ込んでいる。

被害状況: 床下浸水 6棟

最大降雨: 時間雨量51mm(田原本町秦庄)



位置図



状況写真

奈良県平成緊急内水対策（新たな「ためる対策」）

これまで

- **大和川流域総合治水対策**の推進(S60年度～)
 - ・ながす対策(治水対策)
 - ・ためる対策(流域対策)
- **浸水常襲地域**における河川改修や水路改修などの対策の推進(H20年度～)

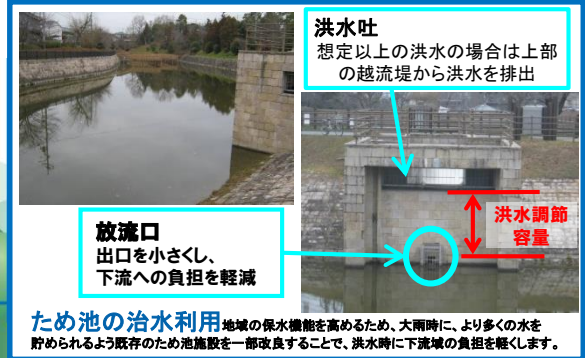
平成30年5月 キックオフ

- 新たな「ためる対策」として、
- **奈良県平成緊急内水対策事業**に着手

・喫緊の課題である内水浸水被害の解消に向け、市町村と連携して、対策に必要な貯留施設を整備

平成29年10月台風21号による大規模な内水浸水被害の発生

【イメージ図】



凡	例
総合治水	ながす対策(治水対策)
	ためる対策(流域対策)
	浸水常襲地域対策
	奈良県平成緊急内水対策地区
	その他浸水地区

【重点地区の選定】

優先的に内水対策を実施し、浸水被害の解消を目指す重点地区の決定

※ 重点地区抽出の考え方

- ・ 10年確率規模によるシミュレーションによる内水被害の恐れのある地区
- ・ 浸水常襲地域に該当または平成29年台風21号による内水被害の発生地区
- ・ 貯留施設による対策が有効な地区

【事業箇所決定】

貯留施設候補箇所の選定

※有識者による適地選考委員会で審議

(市町で地元調整、予備設計を実施)

貯留施設事業箇所の決定

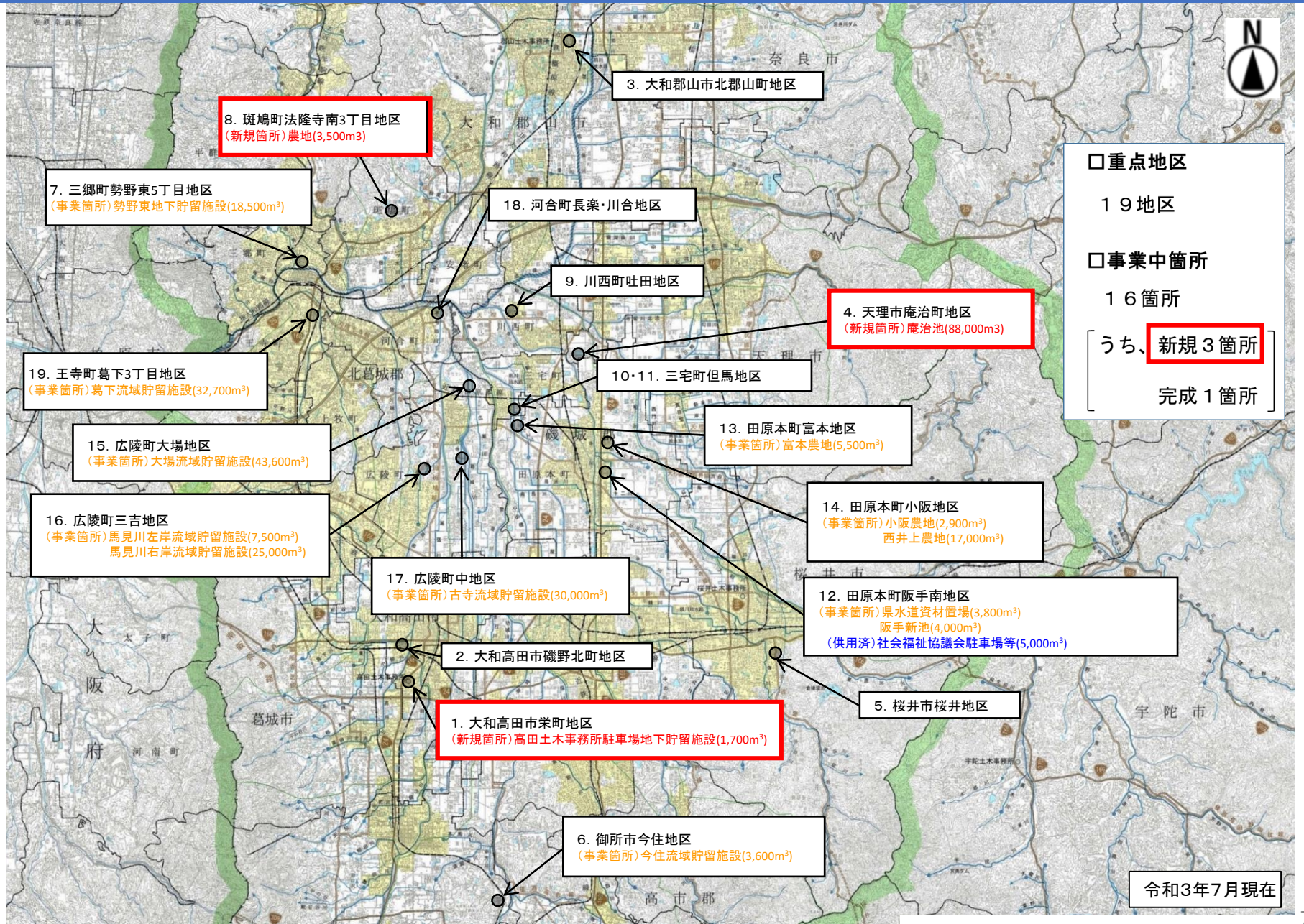
※有識者による適地選考委員会に報告
※県・市町が協定を締結

【事業実施】

詳細設計、用地買収、工事

供用開始

奈良県平成緊急内水対策 重点地区・事業箇所 位置図

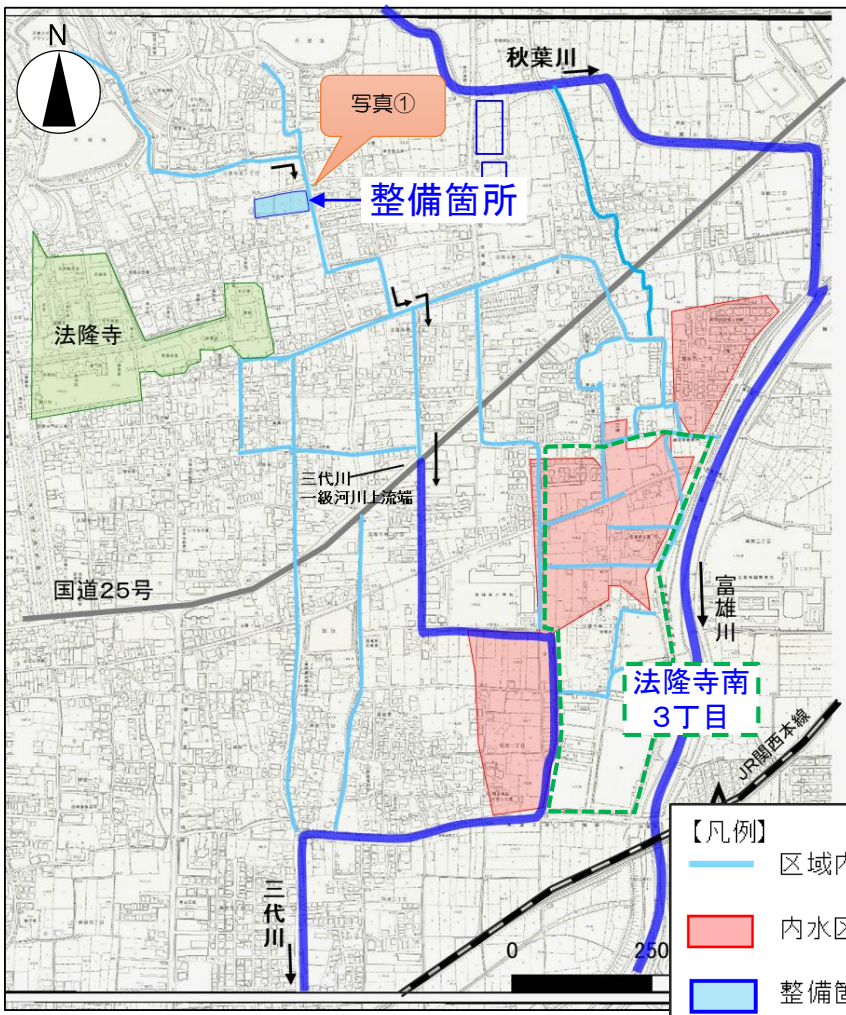


※貯留量については、今後変更することがあります。

奈良県平成緊急内水対策新規事業箇所①(斑鳩町法隆寺南3丁目地区)

○斑鳩町法隆寺南3丁目付近は、三代川と富雄川に挟まれた地区であり、この地域は三代川の排水不良により、平成11年に浸水被害が発生している浸水しやすい区域です。そこで、斑鳩町では令和3年より当該地区の上流にある法隆寺北1丁目において貯留施設の整備に着手します。

◆整備箇所位置図



◆地域諸元

周辺土地利用状況

家屋連坦、農地

◆施設諸元

集水面積	A=約60,000m ²
施設規模	A=3,500m ²
貯留容量	V=3,500m ³ (貯留深さh=1.0m)
施設タイプ	堀込式貯留施設
流入・排水方式	自然流入・自然排水
土地所有者	民地

◆進捗状況

適地選定	第4次適地選考委員会	
設計	詳細: R3年度(予定)	
用地買収		
工事着手		
完成		

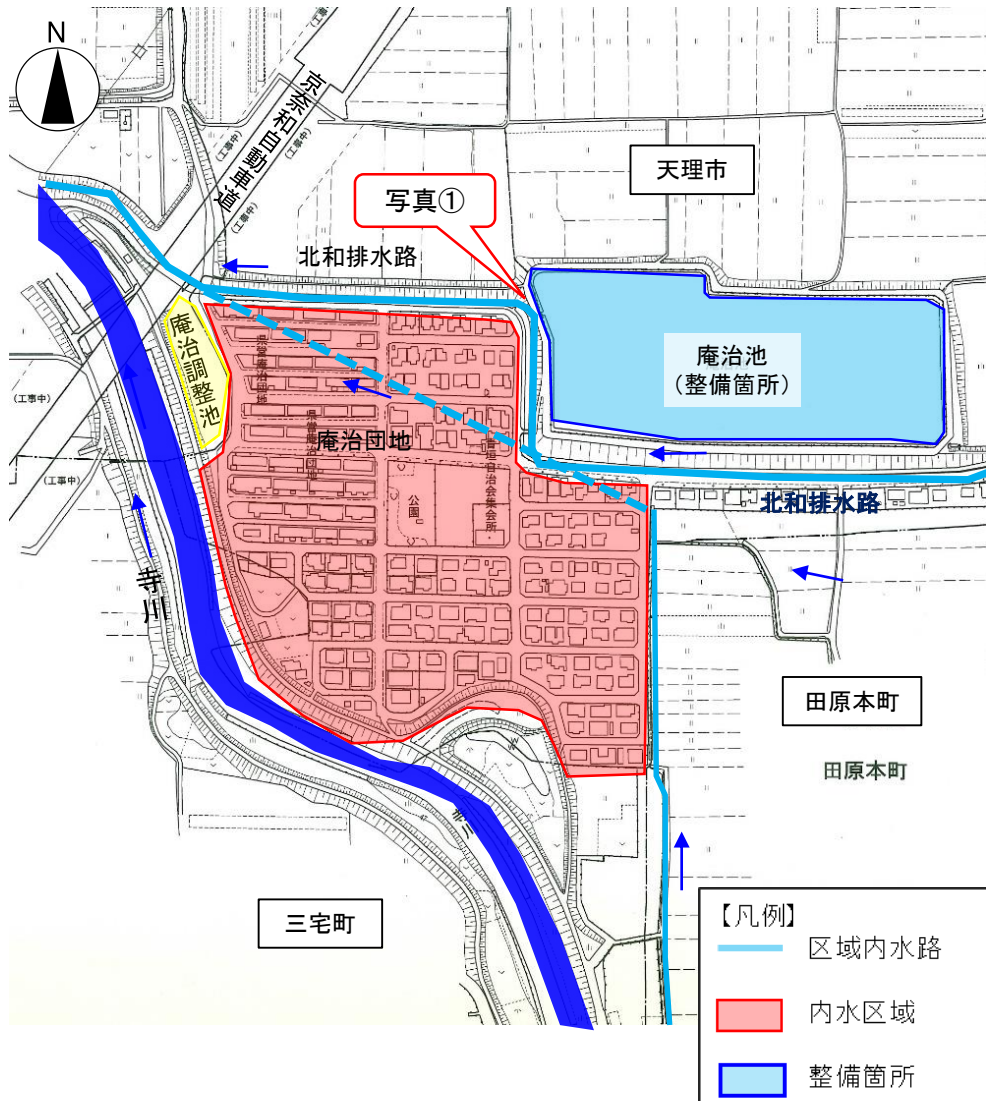
写真①(整備箇所の状況)



奈良県平成緊急内水対策新規事業箇所②(天理市庵治町地区)

○天理市庵治町付近は、寺川と北和排水路に挟まれた地区であり、この地域は寺川の増水による北和排水路の排水不良により、平成19年と平成29年に浸水被害が発生している浸水しやすい区域です。そこで、天理市では令和3年より当該地区の北側にあるため池である庵治池を治水利用するための整備に着手します。

◆整備箇所位置図



◆地域諸元

周辺土地利用状況

家屋連坦、農地

◆施設諸元

集水面積	A=約520,000m ²
施設規模	A=12,000m ²
貯留容量	V=約88,000m ³
施設タイプ	ため池治水利用
流入・排水方式	自然流入・自然排水
土地所有者	農家組合

◆進捗状況

適地選定	第4次適地選考委員会	
設計	詳細: R3年度(予定)	
用地買収	—	
工事着手		
完成		

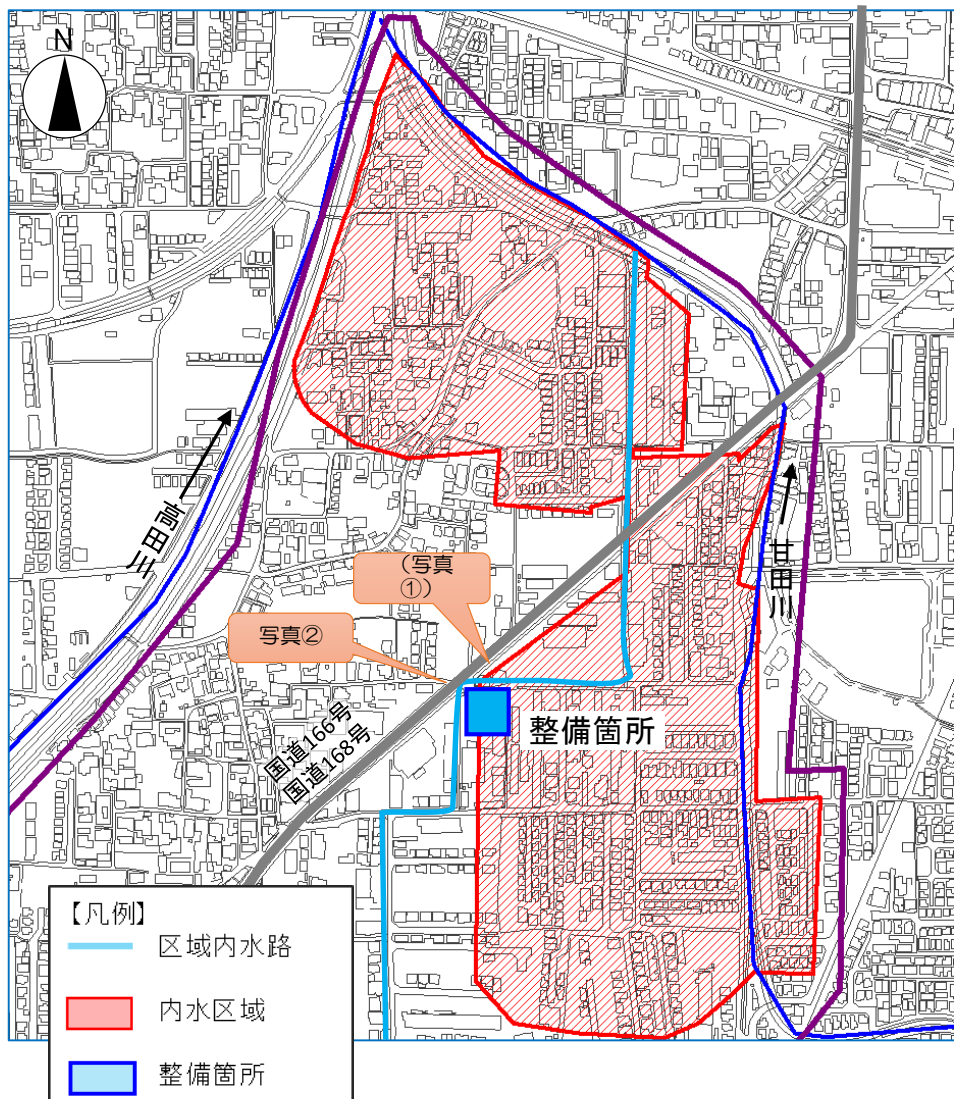
写真①(整備箇所の状況)



奈良県平成緊急内水対策新規事業箇所③(大和高田市栄町地区)

○大和高田市栄町付近は、高田川と甘田川に挟まれた地区であり、この地域は甘田川の増水による水路の排水不良により、平成7年、平成9年、平成19年、平成21年に浸水被害が発生している浸水しやすい区域です。そこで、大和高田市では令和3年より当該地区の南側にある高田土木事務所駐車場において地下貯留施設の整備に着手します。

◆整備箇所位置図



◆地域諸元

周辺土地利用状況

家屋連坦

◆施設諸元

集水面積 A=約530,000m²
 施設規模 A=420m²
 貯留容量 V=1,700m³(貯留深さh=5.0m)
 施設タイプ 地下貯留施設
 流入・排水方式 自然流入・ポンプ排水
 土地所有者 公有地

◆進捗状況

適地選定	第1次適地選考委員会	
設計	詳細: R3年度(予定)	
用地買収	—	
工事着手		
完成		

写真①

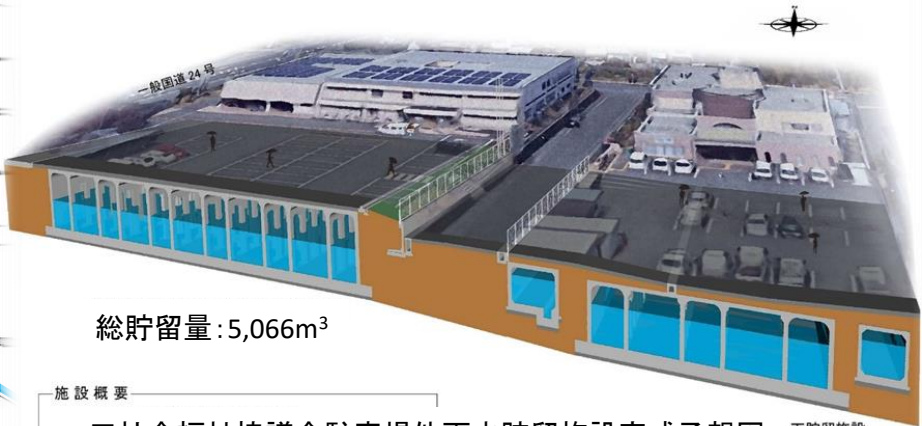
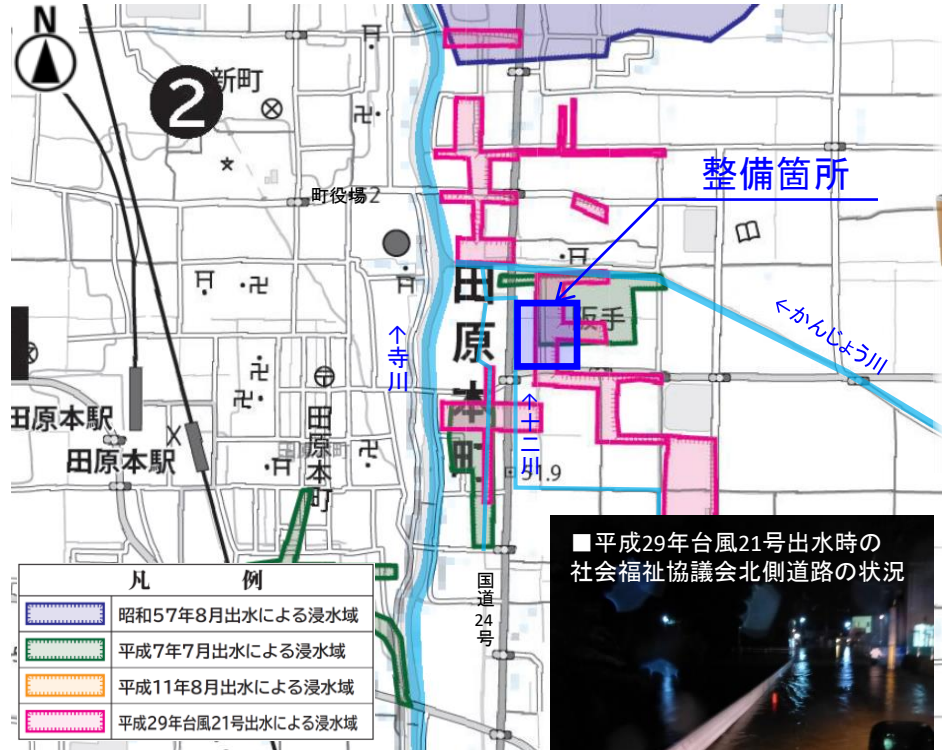


写真②



奈良県平成緊急内水対策(田原本町阪手南地区・社会福祉協議会駐車場等)

○田原本町社会福祉協議会付近は、寺川とかんじょう川、十二川が合流する場所に位置しており、平成7年と平成29年に浸水被害が発生している浸水しやすい区域です。そこで、田原本町では令和元年より貯留施設の整備に着手し、この度完成しました。



施設概要

■社会福祉協議会駐車場他雨水貯留施設完成予想図

- 平成30年度 雨水貯留施設詳細設計委託業務
- 令和元年度 社会福祉協議会駐車場他雨水貯留施設整備工事
雨水貯留施設ポンプ設備等詳細設計委託業務
- 令和2年度 社会福祉協議会駐車場他雨水ポンプ施設整備工事

総事業費 約5億2590万円



令和元年10月26日 起工祝賀式開催



令和2年6月 貯留施設敷設工



令和2年8月 貯留施設敷設完了

令和3年3月完成

奈良県平成緊急内水対策の取り組み状況

凡例	
	新規事業箇所
	事業中箇所
	完成・供用済箇所

○: 降雨規模に応じた候補地の選定完了
 ◎: 上記に加え、一部(又は全部)で事業着手

市町名	地区名	事業箇所	計画容量(m3)	必要貯留量		進捗状況			
				対策降雨規模		(詳細)設計	用地買収	工事着手	完成
				1/10	1/100 (※S57対応含)				
大和高田市	栄町	高田土木事務所駐車場地下貯留施設	1,700	◎	○	R3	—		
		その他候補地	8,500						
	磯野北町	その他候補地	2,000	○					
大和郡山市	北郡山町	その他候補地	3,800	○					
天理市	庵治町	庵治池	88,000	◎	◎	R3	—		
桜井市	桜井	その他候補地	14,100	○	○		—		
御所市	今住	今住流域貯留施設(農地)	3,600	◎		R2	R1	R3	
三郷町	勢野東5丁目	勢野東地下貯留施設(農地)	18,500	◎		R2~R3	R2		
斑鳩町	法隆寺南3丁目	法隆寺北1丁目農地	3,500	◎		R3	—		
川西町	吐田	その他候補地	54,000	○			—		
三宅町	但馬(西)	その他候補地	35,800	○			—		
	但馬(東)	その他候補地	71,200	○			—		

奈良県平成緊急内水対策の取り組み状況

凡例
 新規事業箇所
 事業中箇所
 完成・供用済箇所

○：降雨規模に応じた候補地の選定完了
◎：上記に加え、一部(又は全部)で事業着手

市町名	地区名	事業箇所	計画容量(m3)	必要貯留量		進捗状況			
				対策降雨規模		(詳細)設計	用地買収	工事着手	完成
				1/10	1/100 (※S57対応含)				
田原本町	阪手南	社会福祉協議会駐車場地下貯留施設	5,000	◎		H30~R1	-	R1	R2
		県水道局資材置場	3,800			R2	R2	R3	
		阪手新池	4,000			R2	-	R3	
		その他候補地	1,000						
	富本	富本農地	5,500	◎		R2~R3	交渉中		
	小阪	小阪農地	2,900	◎	◎	R2~R3	交渉中		
		西井上農地	17,000			R2	交渉中	R3	
	広陵町	大場	大場流域貯留施設(農地)	43,600	◎		R2	R2	R3
その他候補地			60,000						
三吉		馬見川左岸流域貯留施設(農地)	7,500	◎	◎	R2	R2	R4	
		馬見川右岸流域貯留施設(農地)	25,000			R2	R2一部	R3	
中		古寺流域貯留施設(農地)	30,000	◎	◎	R2	R2一部	R3	
		その他候補地	300						
河合町	長楽・川合	その他候補地	72,900	○					
王寺町	葛下3丁目	葛下流域貯留施設(農地)	32,700	◎	◎*	R2	R1	R3	

大和川流域総合治水対策協議会設置運営要領

(協議会の設置)

第 1 条 流域の開発に伴い治水安全度の低下の著しい大和川流域において、治水施設の整備の積極的な推進及び流域の持つ保水、遊水機能の適正な維持等の総合的な治水対策の効率的かつ円滑な実施を図るため、大和川流域総合治水対策協議会を設置する。(以下協議会という。)

(所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は次の各号に掲げるものとする。

- 1) 大和川流域整備計画を策定すること。
- 2) 上記計画実施の諸施策等の推進に関すること。
- 3) 総合的な治水対策の広報に関すること。

(協議会の組織)

第 3 条 協議会は、別表－1 に掲げる者をもって組織する。

(協議会の座長)

第 4 条 協議会の座長は、近畿地方整備局長の職にあるものとする。

2. 座長は、必要があるときは、別表－1 に掲げる者以外の参加を求めることができる。

(幹事会)

第 5 条 協議会に、幹事会を設置する。

2. 幹事会は、協議会から委任された事項の協議を行う。
3. 幹事会は、別表－2 に掲げる者をもって組織する。
4. 幹事会の座長は、近畿地方整備局河川部長の職にあるものとする。
5. 座長は、必要があるときは、幹事会に別表－2 に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(専門部会)

第 6 条 協議会に、専門部会を設置する。

2. 専門部会は、協議会あるいは幹事会から委任された事項の協議を行う。
3. 専門部会は、別表－3 に掲げる者をもって組織する。
4. 専門部会の座長は、近畿地方整備局河川調査官の職にあるものとする。

5. 座長は、必要があるときは、専門部会に別表－3に掲げる者以外の参加を求めることができる。

6. 各機関は窓口代表者を選任する。窓口代表者は議事内容に従って、その都度別表－3の中から出席者を選任するものとする。

(検討WG)

第7条 協議会に、検討WGを設置する。

2. 検討WGは、協議会あるいは幹事会、専門部会から委任された事項の協議を行う。

3. 検討WGは、別表－4に掲げる者をもって組織する

4. 各機関は窓口代表者を選任する。窓口代表者は議事内容に従って、その都度別表－4の中から出席者を選任するものとする。

(情報の公開)

第8条 協議会は、原則として公開する。但し、座長が必要と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

(事務局)

第9条 協議会、幹事会及び専門部会の事務局は、近畿地方整備局大和川河川事務所及び奈良県県土マネジメント部河川整備課に置く。

2. 事務局長は、大和川河川事務所長の職にあるものとする。

(経費)

第10条 本協議会の運営経費は、近畿地方整備局、奈良県の両者が協議して負担するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほかは、協議会に図り定めるものとする。

附則

この要領は、昭和58年 2月17日より施行する。

一部改正 昭和60年 7月12日

一部改正 平成15年 5月13日

一部改正 平成24年 5月22日

一部改正 平成25年 4月18日

一部改正	平成 27 年	2 月 26 日
一部改正	平成 28 年	2 月 10 日
一部改正	平成 29 年	2 月 17 日
一部改正	平成 29 年	7 月 5 日
一部改正	平成 30 年	5 月 17 日
一部改正	令和 元年	5 月 27 日
一部改正	令和 3 年	7 月 19 日

大和川流域総合治水対策協議会幹事会組織

○印は座長

近畿地方整備局

奈良県

奈良市

大和高田市

大和郡山市

天理市

橿原市

桜井市

御所市

生駒市

香芝市

葛城市

平群町

三郷町

斑鳩町

安堵町

川西町

三宅町

田原本町

高取町

明日香村

上牧町

王寺町

広陵町

河合町

大淀町

○河川部長

河川調査官

大和川河川事務所長

県土マネジメント部長

政策推進課長

水循環・森林・景観環境部企画管理室長

食と農の振興部企画管理室長

河川整備課長

奈良土木事務所長

郡山土木事務所長

高田土木事務所長

中和土木事務所長

吉野土木事務所長

建設部長

環境建設部長

総務部長・都市建設部長

総務部長・建設部長

まちづくり部長

市長公室長・都市建設部長

産業建設部長

総務部長・建設部長

生活安全部長・都市創造部長

総務部長・都市整備部長

総務防災課長・上下水道課長

経済建設課長

環境整備部長・総務部長

総務部長・都市建設部長

総務部長・事業部長

総務課長・事業課理事

まちづくり推進部長

総務部長・産業建設部長

総務課長・事業課長

総務財政課長・地域づくり課長

総務部長・都市環境部長

総務部理事・王寺町理事

総務部長・事業部長

企画部長・まちづくり推進部長

建設環境部長・総務部長

大和川流域総合治水対策協議会専門部会組織

○印は座長、__印は窓口

近畿地方整備局	○河川調査官、地域河川調整官、広域計画課長、河川計画課長、 地域河川課長、大和川河川事務所長、大和川河川事務所調査課長
奈良県	政策推進課長、水循環・森林・景観環境部企画管理室長 水資源政策課長、森と人の共生推進課長、森林資源生産課長、 食と農の振興部企画管理室長、農村振興課長、 県土マネジメント部企画管理室長、河川整備課長、 砂防・災害対策課長、下水道課長、技術管理課長、 県土利用政策室長、住まいまちづくり課長、 建築安全推進課長、教育委員会学校支援課長 奈良土木事務所計画調整課長 郡山土木事務所計画調整課長 高田土木事務所計画調整課長 中和土木事務所計画調整課長 吉野土木事務所計画調整課長
奈良市	危機管理課長、 <u>河川耕地課長</u> 、都市計画課長、開発指導課長、 下水道事業課長
大和高田市	<u>土木管理課長</u> 、都市計画課長、下水道課長
大和郡山市	市民安全課長、 <u>建設課長</u> 、管理課長、都市計画課長、下水道推進課長 農業水産課長
天理市	<u>土木課長</u> 、都市整備課長、監理課長、農林課長、下水道課長、 防災安全課長
橿原市	<u>道路河川課長</u> 、建築指導課長
桜井市	危機管理課長、 <u>土木課長</u> 、下水道課長
御所市	都市整備課長、 <u>建設課長</u> 、地域協働安全課長
生駒市	防災安全課長、農林課長、土木課長、下水道課長、 都市計画課長、建築課長、 <u>事業計画課長</u>
香芝市	<u>土木課長</u> 、危機管理課長、農政土木管理課長
葛城市	<u>建設課長</u> 、生活安全課長、都市計画課長、下水道課長
平群町	総務防災課長、 <u>経済建設課長</u> 、上下水道課長
三郷町	企画財政課長、 <u>都市建設課長</u> 、下水道課長
斑鳩町	安全安心課長、 <u>建設農林課長</u> 、都市創生課長、上下水道課長
安堵町	総務課長、 <u>建設課長</u>
川西町	総務課長、 <u>事業課理事</u>
三宅町	<u>まちづくり推進部次長</u>
田原本町	防災課長、 <u>まちづくり建設課長</u> 、観光・まちづくり推進課長、 下水道課長
高取町	総務課長、 <u>事業課長</u>
明日香村	総務財政課長・ <u>地域づくり課長</u>
上牧町	総務課長、 <u>建設環境課長</u>
王寺町	危機管理室課長、 <u>建設課長</u>
広陵町	安全安心課長、 <u>都市整備課長</u>
河合町	安全安心推進課長、 <u>まちづくり推進課長</u>
大淀町	総務課長、 <u>建設産業課長</u>

大和川流域総合治水対策協議会検討WG組織

__印は窓口

近畿地方整備局	大和川河川事務所副所長、大和川河川事務所調査課長
奈良県	政策推進課長補佐、水循環・森林・景観環境部企画管理室長補佐 水資源政策課長補佐、森と人の共生推進課長補佐、 森林資源生産課長補佐、食と農の振興部企画管理室長補佐、 農村振興課長補佐、県土マネジメント部企画管理室長補佐、 河川整備課主幹、砂防・災害対策課長補佐、下水道課主幹、 技術管理課長補佐、県土利用政策室主幹、住まいまちづくり課長補佐、 建築安全推進課長補佐、教育委員会学校支援課長補佐 奈良土木事務所計画調整課長、郡山土木事務所計画調整課長 高田土木事務所計画調整課長、中和土木事務所計画調整課長 吉野土木事務所計画調整課長
奈良市	危機管理課長、 <u>河川耕地課長</u> 、都市計画課長、開発指導課長、 下水道事業課長
大和高田市	<u>土木管理課長</u> 、都市計画課長、下水道課長
大和郡山市	市民安全課長、 <u>建設課長</u> 、管理課長、都市計画課長、下水道推進課長 農業水産課長
天理市	<u>土木課長</u> 、都市整備課長、監理課長、農林課長、下水道課長、 防災安全課長
橿原市	<u>道路河川課長</u> 、建築指導課長
桜井市	危機管理課長、 <u>土木課長</u> 、下水道課長
御所市	都市整備課長、 <u>建設課長</u> 、地域協働安全課長
生駒市	防災安全課長、農林課長、土木課長、下水道課長、 都市計画課長、建築課長、 <u>事業計画課長</u>
香芝市	<u>土木課長</u> 、危機管理課長、農政土木管理課長
葛城市	<u>建設課長</u> 、生活安全課長、都市計画課長、下水道課長
平群町	総務防災課長、 <u>経済建設課長</u> 、上下水道課長
三郷町	企画財政課長、 <u>都市建設課長</u> 、下水道課長
斑鳩町	安全安心課長、 <u>建設農林課長</u> 、都市創生課長、上下水道課長
安堵町	総務課長、 <u>建設課長</u>
川西町	総務課長、 <u>事業課理事</u>
三宅町	<u>まちづくり推進部次長</u>
田原本町	防災課長、 <u>まちづくり建設課長</u> 、観光・まちづくり推進課長、 下水道課長
高取町	総務課長、 <u>事業課長</u>
明日香村	総務財政課長・ <u>地域づくり課長</u>
上牧町	総務課長、 <u>建設環境課長</u>
王寺町	危機管理室課長、 <u>建設課長</u>
広陵町	安全安心課長、 <u>都市整備課長</u>
河合町	安全安全推進課長、 <u>まちづくり推進課長</u>
大淀町	総務課長、 <u>建設産業課長</u>

流域治水対策の推進について

令和3年7月19日

大和川流域総合治水対策協議会

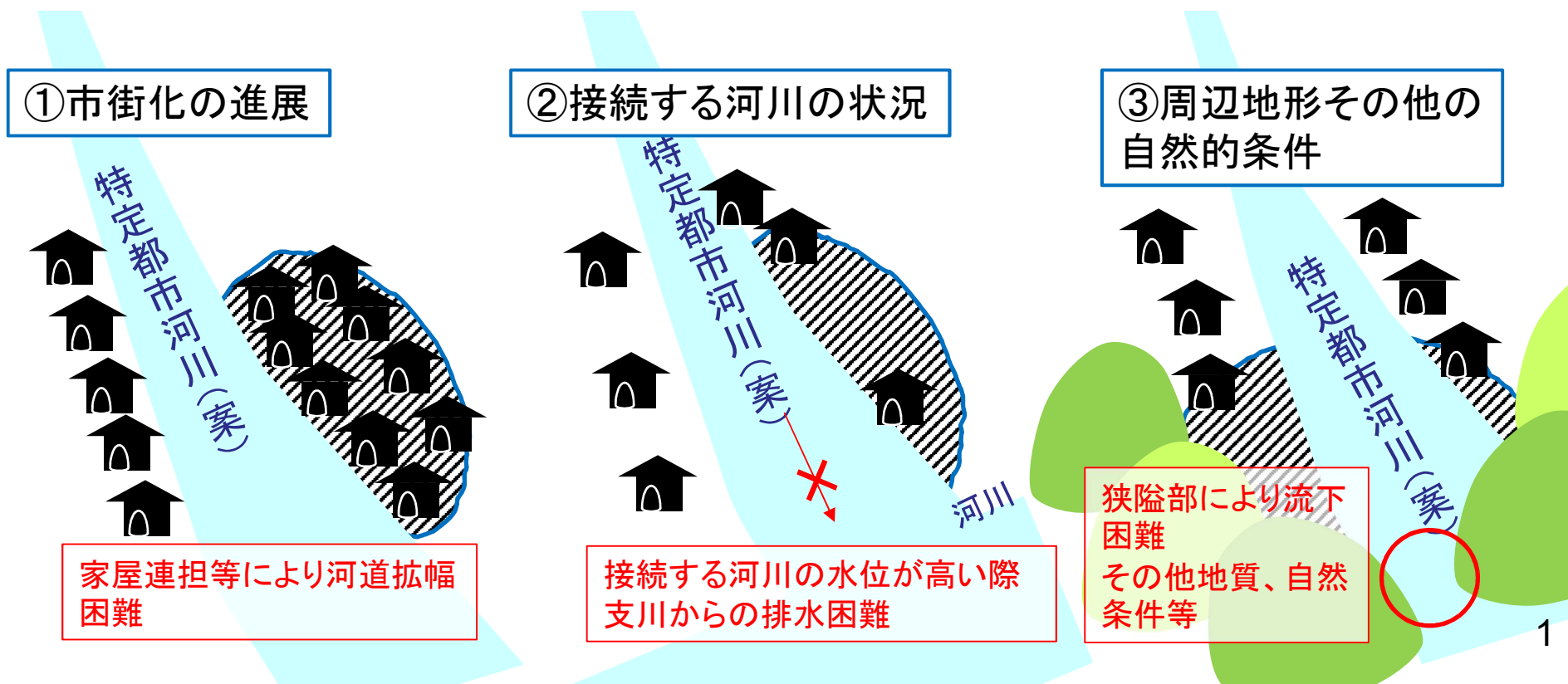
特定都市河川の指定要件の見直し

- 気候変動の影響による降雨量の増加により、現行の特定都市河川の指定要件^(※)である「市街化の進展」以外の自然的条件等の理由により浸水被害防止が困難な河川において、従来想定していなかった規模での水災が頻発。(※) 現行の特定都市河川の指定要件 = 河道整備等による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な河川
- これらの河川についても特定都市河川法の指定対象とし、流域一体となった浸水被害対策を講ずる必要。

【改正概要】

特定都市河川の指定要件に、「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

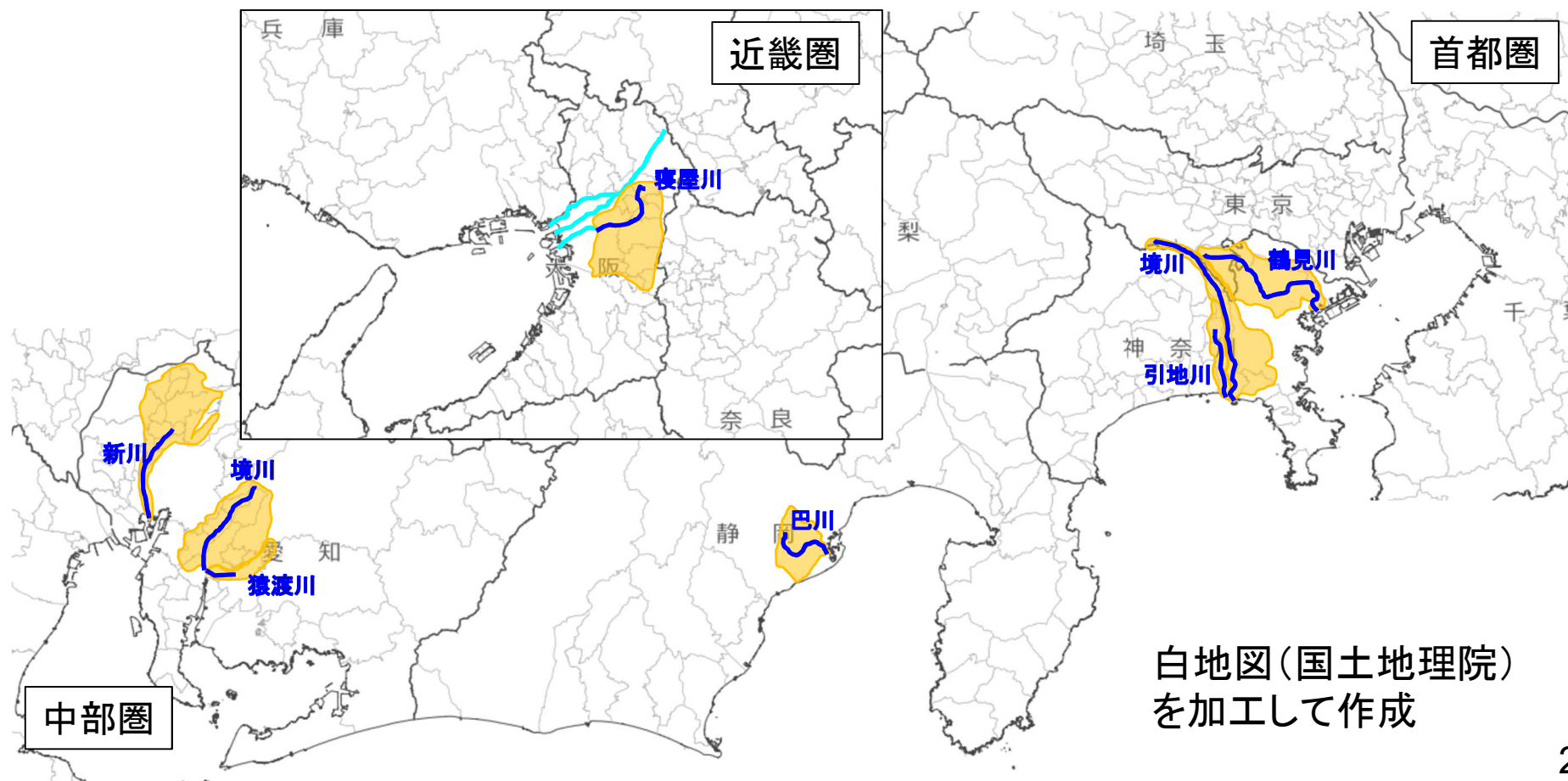
指定候補河川のイメージ(①から③のいずれか)



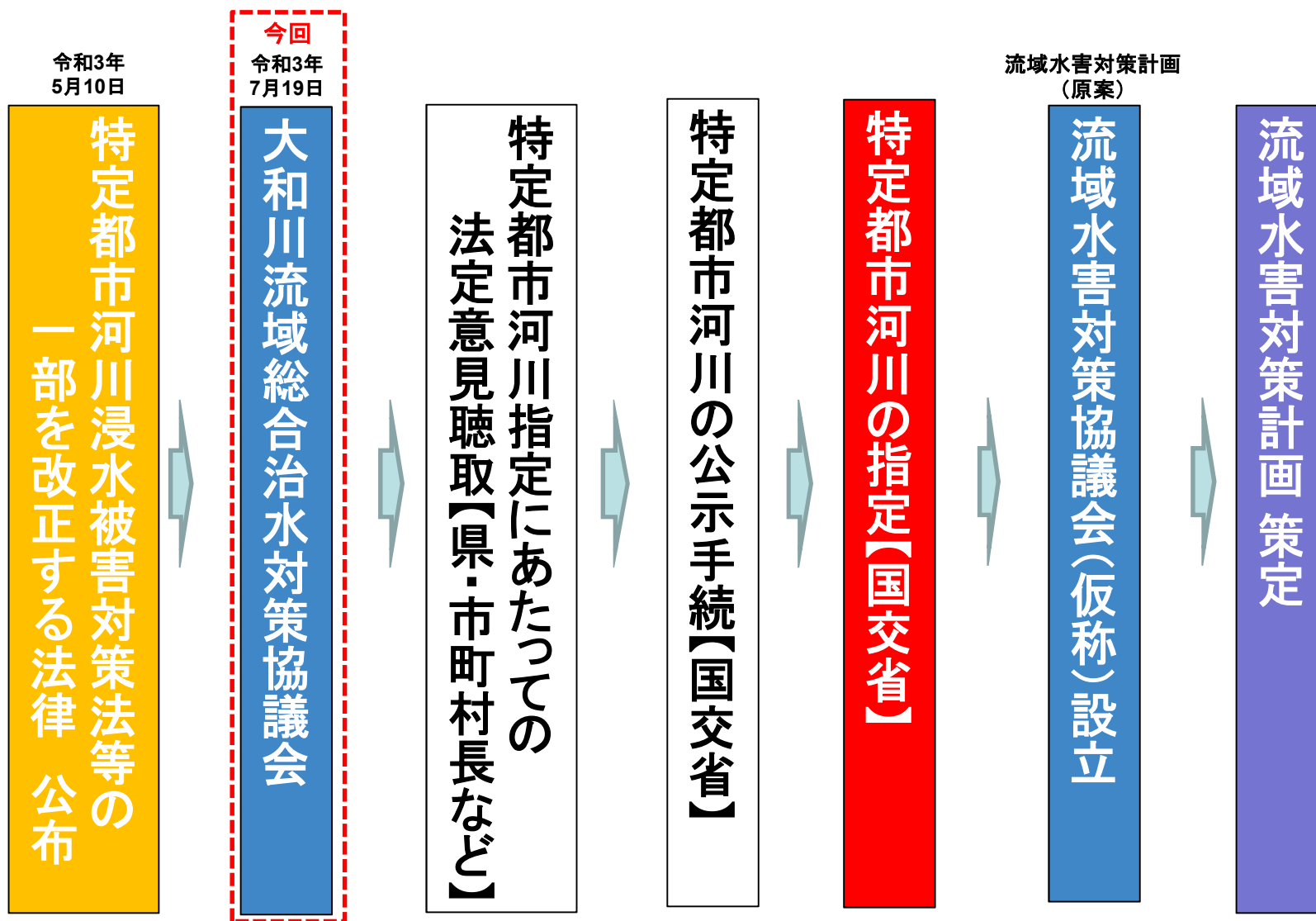
【現行】特定都市河川の指定状況

- 市街化の進展により河川整備のみでは浸水被害の防止が困難なことから、河川整備、下水道整備に加え、流域における雨水貯留浸透施設の整備などの流出抑制対策を一体的に推進する河川として、**特定都市河川浸水被害対策法**に基づき**特定都市河川**を指定
- 令和3年5月末現在、政令指定都市をはじめとする**大都市部を貫流する8水系64河川**の指定されている。

<特定都市河川の一覧>



特定都市河川の指定に向けた流れ



気候変動による降雨量の増加を勘案し、特定都市河川流域における関係者一体となった水害対策を一層促進するため、「流域水害対策計画」の内容を見直し、流域の事業者や住民に密接に関連する事項を位置付けるとともに、計画の効果的な実施・運用体制の構築が必要。

【改正概要】

- 「流域水害対策計画」に雨水貯留浸透対策の強化（公共団体・民間による対策や緑地保全等）、浸水エリアとその土地利用等を新たに位置付け
- 見直し後の「流域水害対策計画」の効果的な実施・運用に当たり、流域関係者が参画する「流域水害対策協議会」制度を創設

【流域水害対策協議会のイメージ】



（協議会設置）

国土交通大臣指定河川：設置必須
 都道府県知事指定河川：設置任意

（構成員）

- ・流域水害対策計画策定主体
- ・接続河川の河川管理者
- ・学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

（協議事項の例）

- ・流域水害対策計画の作成に関する協議
- ・計画の実施に係る連絡調整

➡ 構成員は協議結果を尊重

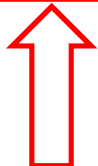
- 特定都市河川及び流域が指定されたときは、**特定都市河川の河川管理者**、特定都市河川流域内の**都道府県及び市町村の長**、**特定都市下水道の下水道管理者**は、共同して**流域水害対策計画を定めなければならない**。
- 当該計画の策定にあたっては、必要に応じて、学識経験者への意見聴取、公聴会の開催等流域内の住民の意見を反映させる措置を講じなければならない。

【流域水害対策計画に記載する事項】 ※ 下表内の下線部は改正による変更・追加事項

現行法	改正法
一 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針	一 計画期間 二 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針
二 特定都市河川流域において都市洪水又は都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨	三 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨 四 前号の降雨が生じた場合に都市浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深(都市浸水想定)
三 特定都市河川の整備に関する事項	五 特定都市河川の整備に関する事項
四 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項	六 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項
五 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項(汚水のみを排除するためのものを除く。)	七 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項(汚水のみを排除するためのものを除く。)
六 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項	八 特定都市河川流域において 河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他 浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項 【※ 緑地に関する施策に関する事項を記載可】
七 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設(河川に下水を放流するためのものに限る。)の操作に関する事項	九 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する事項 十 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設(河川に下水を放流するためのものに限る。)の操作に関する事項
八 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項	十一 第四号(都市浸水想定)の区域における土地の利用に関する事項 十二 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針
九 全各号に定めるもののほか、浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項	十三 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項 十四 前各号に定めるもののほか、浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

河川管理者・下水道管理者のみならず、流域の関係者による流域対策を推進するため、関係者が参画する協議会制度を創設するとともに、雨水貯留浸透施設整備に係る予算・税制に係る支援制度を拡充する必要

実施体制の構築(流域水害対策協議会制度の創設)



関係者(河川管理者、下水道管理者、地方公共団体、流域関係者等)による流域水害対策を計画的かつ整合的に推進するため、新たに流域水害対策協議会を設置



雨水貯留浸透施設の例(防災調整池)

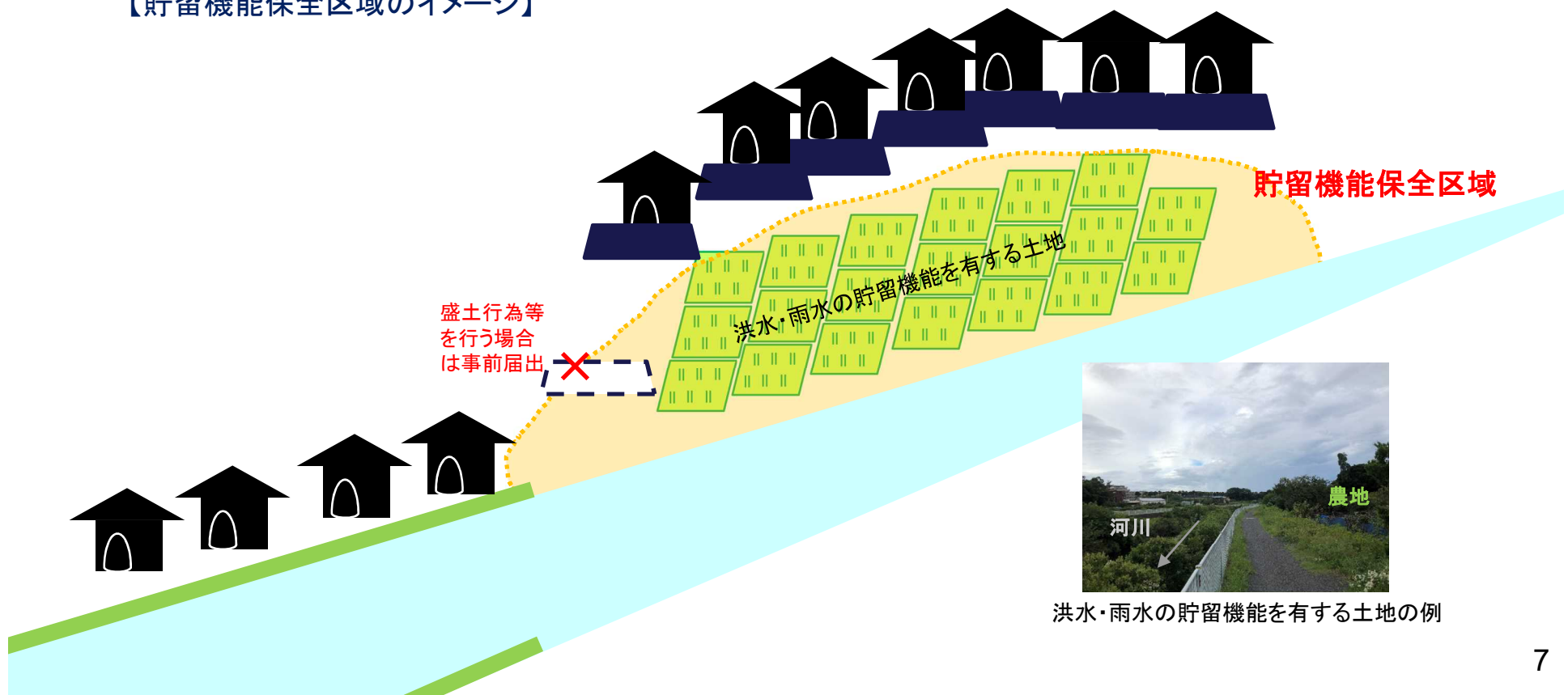
支援制度の拡充(雨水貯留浸透施設の整備)

	河川管理者・下水道管理者による雨水貯留浸透施設整備	左記以外の地方公共団体による雨水貯留浸透施設整備	民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備
[補助率等]	1/2 (防災・安全交付金)等	1/3 (防災・安全交付金)	1/3 (下水道区域における間接補助。但し、地方公共団体が助成する額の1/2) 等
現行			1/3 (下水道区域外も対象にした間接補助。但し、地方公共団体が助成する額の1/2)
新たな制度 (令和3年度~)	河川管理者: ※特定都市河川浸水被害対策法に基づく施設のみを河川法の特例として整備	1/2 地方公共団体への補助 特定都市河川法に基づく流域水害対策計画に位置付ける雨水貯留浸透施設	1/2 認定事業者への補助 特定都市河川法に基づく認定計画に位置付ける雨水貯留浸透施設 固定資産税の減免 認定計画に位置付ける雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税特例

貯留機能保全区域制度の創設

- 河川沿いの低地や流域内の窪地など、過去より保全されてきた浸水の拡大を抑制する効用を保全するため、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、都道府県知事等(政令市長、中核市長)が、市町村長からの意見を聴取し、土地の所有者の同意を得た上で、貯留機能保全区域として指定することができる。
- 区域内の土地において盛土、塀の設置等を実施する場合、事前に都道府県知事等に届出しなければならない。都道府県知事等は届出に対して必要な助言又は勧告をすることができる。
- 都道府県知事等は市町村長や土地の所有者の意見聴取により指定を解除することができる。

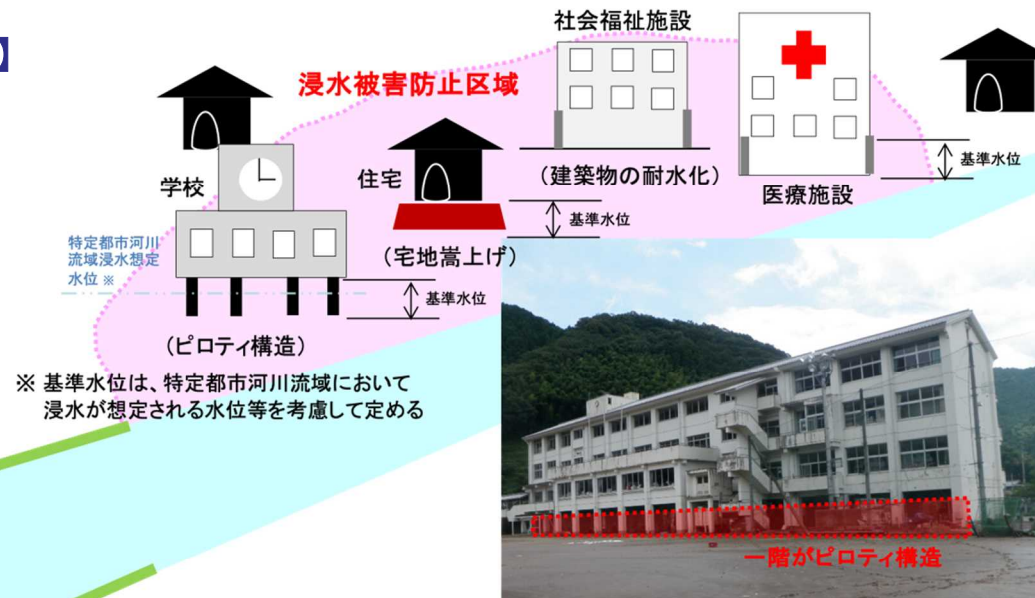
【貯留機能保全区域のイメージ】



浸水被害防止区域制度の創設

- **高齢者等の要配慮者の方をはじめとする人の生命・身体を保護するため**、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある区域を、**都道府県知事が市町村長からの意見聴取等を実施した上で、「浸水被害防止区域」として指定し、開発規制・建築規制を措置**することができる。
- 開発規制については、**住宅(非自己)・要配慮者施設等の盛土・切土等を伴う開発行為**を対象に、洪水等に対する土地の安全上必要な措置が講じているか**事前許可**が必要。
(あわせて都市計画法における開発の原則禁止の区域(レッドゾーン)に追加。また防災集団移転促進事業の移転対象区域に追加。)
- 建築規制については、**住宅(自己・非自己)、要配慮者施設等の建築行為**を対象に、居室の床面を基準水位以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の**事前許可**が必要。
- なお、河道又は洪水調節ダムの整備の実施などにより指定を解除することができる。

【浸水被害防止区域のイメージ】



ピロティ構造の事例